

# 恵那市社会福祉協議会 第五次 発展・強化計画

令和5年度～令和7年度

令和5年3月

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会

# はじめに

恵那市社会福祉協議会は、社会福祉法で位置づけられる『地域福祉を推進することを目的とする団体』であり、“恵那市民の誰もが地域の中で互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進”を使命として、社会福祉法人の責務を全うするため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み等に重点を置き、社会福祉法人の使命と存在意義を追求して参りました。

超少子高齢化社会が進む中、新型コロナウイルス感染症、海外での争いによる物価高騰等、社会福祉協議会を取り巻く環境も日々厳しさと経営的視点がより一層重要となり、今まで以上に地域福祉活動の推進、関係機関や他の福祉事業者との連携、地域又は個別のニーズに対応した支援の展開を図っていく必要があります。

そこで、平成18年度より策定した「恵那市社会福祉協議会発展・強化計画」における経営基盤の強化と地域福祉の推進を第二次、第三次計画へ引継ぎ、5年計画で推進した第四次発展・強化計画を検証、見直しを行い現在の社会情勢・経済環境に対応する形を目指し第五次発展・強化計画を策定いたしました。

今回策定しました第五次発展・強化計画では、数値目標も導入すると共に社会経済状況や制度改正等にいち早く、また柔軟に対応できるよう3年計画として策定し、役職員一丸となって計画推進に努めてまいります。今後とも“共に生きる豊かな地域社会の実現”に向け、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本発展・強化計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました委員のみなさまをはじめ、ご協力をいただきましたみなさまに深くお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会  
会長 宮地政臣



# も く じ

## 第 1 章 計画の策定にあたって

I 恵那市社会福祉協議会の概要	3
1. 恵那市の位置と沿革	3
2. 恵那市社会福祉協議会の成り立ち	4
II 「発展・強化計画」の意義	4
1. 「発展・強化計画」とは	4
2. 第五次発展・強化計画の性格と内容	4
3. 恵那市社協の基本理念並びに経営理念	5
4. 地域福祉活動計画との関係	6
5. 計画の期間	7
III 計画策定の体制と方法	7
1. 計画策定の体制	7
2. 計画策定の方法	8

## 第 2 章 経営の現況と課題

I 経営・組織体制の現況・課題	11
1. 会員の拡充	11
2. 組織の活性化	12
3. 経営管理（マネジメント）	14
4. 事務局・支所体制及び人事管理	16
5. 財源及び事業運営	19
II 事業部門別の現況・課題	24
1. 法人運営事業	24
2. 公益事業	25
3. 地域福祉活動事業	25
4. 総合相談事業	34
5. 子育て支援事業	37
6. 介護保険事業	38
7. 障がい福祉サービス事業	43

### 第3章 経営目標及び計画の体系

I 第五次経営目標（令和5～7年度）	51
II 発展・強化計画の体系	53

### 第4章 発展・強化計画

I 総務部門	57
1-1 会員の拡充	57
1-1-1 一般会員の拡充	57
1-1-2 特別会員の拡充	57
1-2 組織の活性化	58
1-2-1 理事会・評議員会の運営	58
1-2-2 外部組織との連携	58
1-2-3 SDGs への取り組み	58
1-3 経営管理（マネジメント）	59
1-3-1 法令遵守	59
1-3-2 持続可能な経営	59
1-3-3 苦情解決に向けた体制強化	60
1-4 組織体制	61
1-4-1 組織体制の見直し	61
1-4-2 人事管理	62
1-5 財務及び事業運営	63
1-5-1 会員の確保	63
1-5-2 寄附が行いやすい仕組みづくり	63
1-5-3 補助金の確保	63
1-5-4 在宅福祉事業収入の確保	64
1-5-5 受託金の確保	64
1-5-6 積立金	64
1-6 公益事業	65
1-6-1 福祉センター事業	65
II 事業部門（介護保険・障がい福祉サービス・子育て支援事業）	66
2-1 事業部門	66
2-2 介護保険事業	67
2-2-1 居宅介護支援事業	67
2-2-2 訪問介護事業	68
2-2-3 デイサービス事業	68

2-2-4	いきいき教室事業／ 69	
2-2-5	福祉用具貸与・販売事業／ 69	
2-3	障がい福祉サービス事業／ 70	
2-3-1	相談支援事業／ 70	
2-3-2	障がいヘルプ事業／ 71	
2-3-3	障がいデイサービス事業／ 71	
2-3-4	こども発達センター事業／ 72	
2-3-5	就労継続支援 B 型事業／ 72	
2-4	子育て支援事業／ 73	
2-4-1	児童センター事業／ 73	
<b>Ⅲ</b>	<b>地域福祉活動事業部門</b> .....	<b>74</b>
3-1	小地域活動事業／ 74	
3-2	広報活動事業／ 75	
3-3	ふれあいいきいきサロン事業とふれあい食事サービス事業／ 76	
3-4	ボランティアセンター事業／ 77	
3-5	生活福祉資金貸付事業／ 78	
3-6	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）／ 79	
3-7	共同募金事業／ 80	
3-8	福祉有償運送事業・重度身体障がい者移送支援事業／ 81	
<b>Ⅳ</b>	<b>総合相談事業部門</b> .....	<b>82</b>
4-1	重層的支援体制整備事業／ 82	
4-2	生活困窮者自立支援事業／ 83	
4-3	被保護者就労支援事業／ 84	
4-4	障がい者相談支援事業／ 85	
4-5	地域生活支援拠点運営事業（ぷらっと）／ 86	
<b>Ⅴ</b>	<b>財務計画</b> .....	<b>87</b>
5-1	財務計画の考え方／ 87	
5-2	財務計画表／ 88	
<b>Ⅵ</b>	<b>計画の推進体制及び評価</b> .....	<b>89</b>
6-1	地域福祉活動計画と一体的な推進体制の確立／ 89	
6-2	計画の進行管理及び評価、見直し／ 89	
	計画の進行管理／ 89	
	計画の評価、見直し／ 89	
	外部による評価／ 89	

## 資 料

I	計画策定の経過	93
II	委員会名簿	96
III	事務局名簿	96
IV	作業部会名簿	97
V	委員会設置要綱	98
VI	用語説明	99

# 第1章 計画の策定にあたって

---



# I 恵那市社会福祉協議会の概要

## 1. 恵那市の位置と沿革

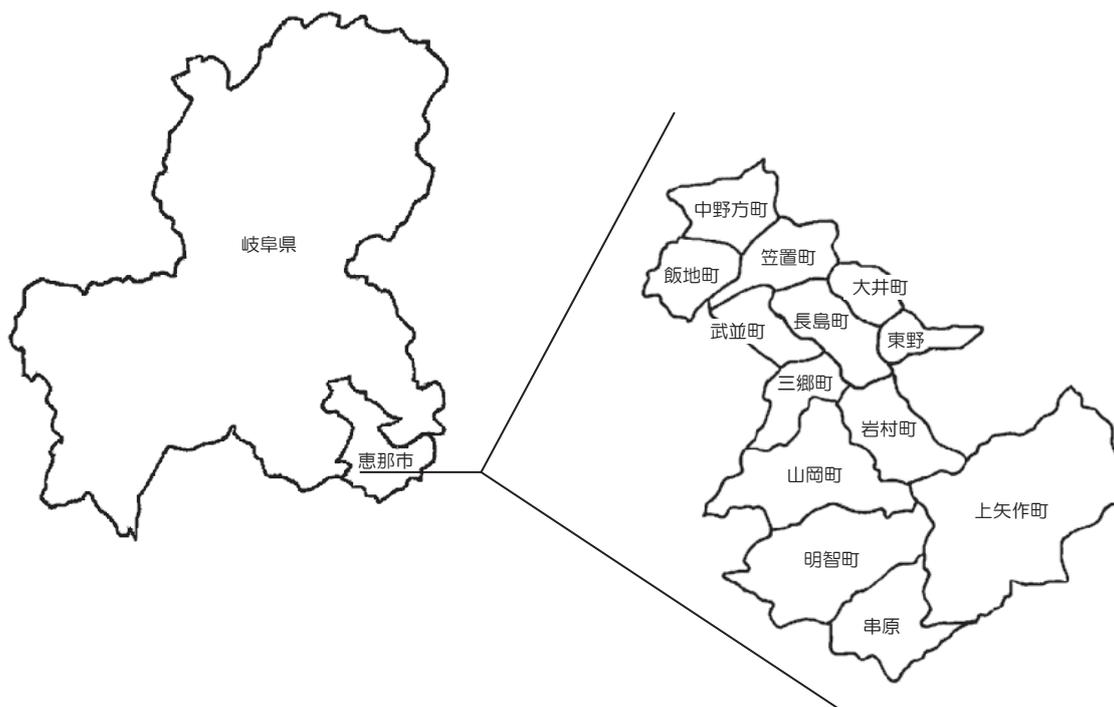
平成16年10月、恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の1市4町1村が合併し、現在の恵那市となりました。

恵那市は、岐阜県の南東に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県（豊田市）、北は八百津町、白川町に接しています。名古屋市から1時間の距離にあり、中央自動車道、JR中央本線により中京圏と結ばれています。そのほかの基幹道路としては国道19号、257号、363号、418号等があり、また、市内を第3セクター経営の明知鉄道が通っています。

市域は、東西32km、南北36km、面積は504.19km<sup>2</sup>で、約78%を山林が占めています。海拔は179～1,709mで、北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとした山々が連なり、市街地の北部を木曾川が、南端を矢作川が流れ、美しい山や川に囲まれています。

令和4年4月1日現在の人口は約48,000人。高齢化率は35%を超え、さらには50%を超える地域もあり、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が顕著となっております。市内の出生数も200人程度となっております、少子化も進んでいます。

図表1-1 恵那市の位置



## 2. 恵那市社会福祉協議会の成り立ち

合併前の各市町村では、従前より社会福祉法人として恵那市社協、岩村町社協、山岡町社協、明智町社協、串原村社協、上矢作町社協の6市町村社協がそれぞれの地域で、心配ごと相談事業やふれあいいいききサロン、ボランティア活動といった地域福祉事業の推進、介護保険サービスや支援費サービスといった福祉サービスの提供、自主的あるいは行政からの受託によって配食サービス等の様々な事業を行ってきました。

恵那市の新設合併と同日の合併に向け準備を重ね、平成16年10月25日、恵那市の新設合併と同時に現行の「社会福祉法人恵那市社会福祉協議会（以下「本会」という。）」が設立されました。

合併後は、事務局及び支所体制とし、現在は2課及び5支所による組織体制により、事業の採算性を踏まえつつ効率的に市内全域に福祉サービスを提供する一方、13地区の支部を通して地域ごとの特性を生かした地域福祉事業を展開しています。

## Ⅱ 「発展・強化計画」の意義

### 1. 「発展・強化計画」とは

恵那市における地域福祉を推進する中核的団体として、その役割を果たすために必要な、組織の発展・強化を図るための中期的な計画です。具体的には、事業運営・経営のビジョンや目標を地域住民や団体に明確にし、その実現に向けての組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを内容としているものです。

### 2. 第五次発展・強化計画の性格と内容

第四次計画では、「恵那市社会福祉協議会は、恵那市民の誰もが地域の中で互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進」を使命とし、その経営理念を以下のとおり設定して推進してきました。

#### ① 総合的な地域福祉の推進

本会及び本会をめぐるあらゆる福祉事業、その相互関連や他機関との連携・協働をめざし、相談事業や情報提供活動をはじめとする諸事業を総合的に推進します。

#### ② 社会的役割の推進

社会福祉法人として、また社会福祉協議会として地域社会に対してはたすべき役割を推し進めることを旨とします。

- ③ 地域性の重視  
市内のそれぞれの地域のニーズに即した事業の展開をめざします。
- ④ 創造性への挑戦  
地域ニーズと社会の動向をとらえ、諸事業の検証を絶えず行い、創造性豊かな事業展開をめざします。
- ⑤ 専門性の追求  
職員の専門性と資質の向上をめざし、質の高いサービスを追求します。

今回策定する第五次計画は、前回までの計画を引き継ぐべきものは継承しますが、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の社会福祉法人制度見直しへの対応が一巡したことから、その構築された組織体制を基礎として、地域福祉活動の推進、関係機関や他の福祉事業者との連携、地域または個人の個別のニーズに対応した支援等を一層推進するために、第四次計画の『経営理念』を見直し、再設定します。また、福祉サービスの実施主体としては、地域住民や利用者に支持されるサービス提供を目指すことを旨とし、質の高いサービスを追求していきます。

### 3. 恵那市社協の基本理念並びに経営理念

第一次計画策定時に職員創意のもとでつくられ、その後法人の意思として『恵那市社会福祉協議会は、恵那市民の誰もが地域の中で互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進』を使命としておりました。本計画では、それを基に、組織が一丸となって取り組むスローガンとして以下を基本理念とすることとしました。



#### 恵那市社協の基本理念

私たちは、『共に生きる豊かな地域社会の実現』を目指します。

経営理念とは、法人の基本理念を達成するための事業や実践を行っていくうえで、その根本となる考え方であり、本会の役職員全員が共有し、行動の規範とするものです。また同時に広く市民の理解を得るための姿勢を示すものです。

第五次計画では経営理念を以下のとおり設定して推進していきます。



## 恵那市社協の経営理念

### 1. 総合的な地域福祉の推進

---

あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築を目指し、地域住民、ボランティア、社会福祉法人、福祉事業者及び関係機関との連携・協働の基に、相談事業や情報提供活動をはじめとする諸事業を総合的に推進します。

### 2. 社会的役割の推進

---

社会福祉法人として、また社会福祉協議会として公益的な役割を認識し、地域社会に対して役割を果たしていきます。

### 3. 多様なニーズの尊重

---

地域のニーズやその人らしい生活を送るための個別のニーズに即した、創造性豊かな事業展開を目指します。

### 4. 専門性の追求

---

職員の専門性と資質向上を目指すと共に、地域の福祉人材へもその取り組みを広げます。

### 5. 質の高いサービスの追求

---

サービスの実施主体として、根拠に基づいた質の高いサービスを追求します。

## 4. 地域福祉活動計画との関係

「発展・強化計画」では、組織運営や財務運営の在り方を見直しながら、組織の活性化と事業運営の向上を主なテーマとしています。一方、「地域福祉活動計画」は、安定した経営・組織基盤のもと、恵那市地域福祉計画と連動する形で、具体的な事業・活動の展開方針を定めた計画とするものです。

そして、これら2つの計画は、互いに連動しあいながら社協の「基本理念」及び「経営理念」の実現をめざす、「車の両輪」の関係にあるといえます。

## 5. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年～7年度の3年間とします。計画の最終年度にあたる令和7年度には本計画の総括を行い、次期計画を策定します。

# Ⅲ 計画策定の体制と方法

## 1. 計画策定の体制

### (1) 理事会の役割

本計画の策定に先立って、理事会において計画策定の方法について協議した結果、理事会にて計画の審議や修正、内容の調整及び計画の作成までを実施することに決定をしました。その上で、事務局で策定体制を整備しました。

### (2) 評議員会の役割

評議員会は、理事会の進捗状況の報告並びに諮問を受け、計画に対する意見を述べました。この場で寄せられた意見は、計画に反映しました。

### (3) 発展・強化計画策定及び事業推進委員会の設置

本計画の策定にあたって、発展・強化計画策定及び事業推進委員会を設置して、計画の審議や修正、内容の調整を行いました。なお、委員会の構成は図表1-2の通りです。

図表1-2  
発展・強化計画策定及び事業推進委員会

No.	選出区分	人数(人)
1	支部長会	2
2	民児協代表	2
3	施設代表	1
4	ボランティア代表	1
5	福祉団体	1
6	行政(福祉関係)	1
7	学識経験者	3

#### (4) 作業部会の設置

本計画策定の前提となる経営課題の把握と計画素案の作成を行うために、常務理事、事務局長及び次長を総括者に、職員で構成する作業部会を設置しました。

具体的には、図表1-3の通り、作業部会には3つの部門別部会を設け、各部会において担当する部門の第四次計画の進捗状況を把握するとともに、作業部会員全員で課題の共有を図り、経営課題の抽出及び今後3年間の経営目標及び目標実現の手立てについて、延べ14回の検討会議を実施しました。

また、職員全員で本会の各事業推進状況を確認し、課題及び経営資源（強み）を共有することを目的としたワークショップを開催し、職員一人ひとりが計画策定に携わる機会を確保しました。

図表1-3 作業部会の構成

No.	部会名	内容	人数(人)
1	法人運営部会	組織運営、財務、公益事業等	8
2	地域福祉・ボランティア部会	地域福祉活動、ボランティア、総合相談等	7
3	事業部会	介護保険事業、障がい福祉サービス事業、市委託事業等	7

#### (5) 事務局

本計画の策定に関する各種の企画、事務連絡や日程調整、予算管理、広報等を行うために事務局を設け、総務課が担当しました。

## 2. 計画策定の方法

### (1) 第四次計画の進捗状況のとりまとめ

第四次計画において定めた目標実現の手立て（＝発展・強化計画）について、それぞれの項目ごとに毎年度の進捗状況と、それに伴う評価や課題を作業部会によってとりまとめました。

### (2) 事業評価の実施

現在、本会で実施している事業について、それぞれの担当部署で実施体制や実施状況、自己評価及び問題・課題、今後の事業展開の方向性を洗い出し、その上で作業部会によってとりまとめました。

### (3) 策定委員会の開催

策定委員会を5回開催し、経営課題、経営目標、目標実現の手立て（＝発展・強化計画）について審議を行い、理事会に報告しました。

## 第 2 章 経営の現況と課題

---



# I 経営・組織体制の現況・課題

## 1. 会員の拡充

### (1) 一般会員

#### 【概要】

住民の参加を得て地域福祉を推進するために、社協では世帯を単位として住民会員制度（一般会員）を採用している。一般会員は一口500円で一口以上の会費納入を自治会に依頼している。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

広報紙、ホームページを活用し、一般会費の概要説明・地域での活用状況等を掲載し、周知を図った。また、支部長会にて会費の納入状況を報告し、併せて地域自治区の会議においても会費の必要性を理解していただけるよう努めた。人口、世帯数の減少及び自治会未加入世帯の増加により納入率は減少傾向となっている。

⇒会費納入率を上げるためにも、会費が地域の福祉課題にどのように活用されているか等、市民に分かりやすい発信をしていく必要がある。

⇒未納自治会への再依頼を含め、加入率の増加に向け、社協及び社協支部の活動を周知し、地域自治区とさらに連携を図っていく必要がある。

⇒自治会未加入世帯への効果的なアプローチ方法を検討する必要がある。

図表2-1 一般会費納入状況

年度 支部名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	□数	納入世帯数								
1 大井	2,879	2,724	2,921	2,842	2,920	2,804	2,790	2,730	2,793	2,743
2 長島	2,042	2,033	2,096	2,077	2,147	2,116	2,162	2,152	2,091	2,084
3 東野	456	456	451	451	453	453	449	449	450	450
4 三郷	656	656	667	666	658	656	648	648	617	617
5 武並	890	835	867	835	885	851	864	832	860	831
6 笠置	383	382	350	313	343	342	345	343	341	340
7 中野方	431	427	433	428	428	427	438	427	433	424
8 飯地	206	186	212	191	226	198	214	193	201	188
9 岩村	1,336	1,334	1,300	1,278	1,279	1,254	1,253	1,227	1,228	1,222
10 山岡	1,214	1,210	1,196	1,196	1,188	1,188	1,177	1,177	1,159	1,159
11 明智	1,745	1,745	1,741	1,741	1,723	1,723	1,707	1,707	1,690	1,690
12 串原	273	270	267	265	272	265	263	263	256	256
13 上矢作	663	655	641	641	622	622	635	613	606	606
合計	13,174	12,913	13,142	12,924	13,144	12,899	12,945	12,761	12,725	12,610
金額	6,587,000		6,571,000		6,572,000		6,472,500		6,362,500	
恵那市世帯数	19,550		19,658		19,859		19,879		19,878	
加入率	66.1%		65.7%		65.0%		64.2%		63.4%	

## (2) 特別会員

### 【概要】

特別会員は、市内の法人、個人事業主、福祉関係機関・団体・施設を対象とし、本会の主旨に賛同して入会いただいている。一口5,000円で年間一口以上の会費納入を役職員で訪問し、お願いしている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

支部長及び役職員で依頼先名簿の確認を行い、毎年名簿の更新を行った。

支部長及び役職員で事業所訪問を行い、説明及び依頼により加入増進を図った。また、特別会費の流れを広報紙に記載し紹介した。

特別会員向けの講座案内のチラシの配布等、会員への情報提供及び会費納入団体へのメリットの提示に努めた。

納入額は平成30年度に減少したが、その後は増加傾向である。

⇒加入率増加に向けて引き続き依頼先名簿の更新を行う必要がある。

⇒社会貢献として、特別会員を市民へPRする仕組みを検討する必要がある。

⇒市内事業所の本会事業への理解を深める機会を確保する。

図表2-2 特別会員の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録数(件)	1,381	1,446	1,372	1,358	1,343
納入会員(件)	346	348	341	358	362
納入率(%)	25.1	24.1	24.9	26.4	27.0
特別会費総額(円)	2,629,892	2,580,000	2,545,000	2,580,000	2,685,000

## 2. 組織の活性化

### (1) 理事会・評議員会

#### 【概要】

平成29年4月社会福祉法改正により、理事会が業務執行を決定し、会長がその職務を遂行して、理事会は会長の職務遂行を監督するという役割や権限の範囲が明確化された。また評議員会については、基本的なルールや体制の決定等を行う議決機関となり、評議員会で基本的なことを議決し、個別的な業務執行は理事会で決定して具体的な職務執行は会長に委ねるといった基本的な骨格が示された。この法改正に伴い、理事12名、評議員15名と変更になっている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

改選時には、各事業所を視察に行く等、手引きを活用し、理事・評議員に本会事業を把握していただく機会を用意していたが、コロナ禍により、視察をはじめ外部講師による役員対象の研修がなかなか実施できない状況が続いている。

全国社会福祉協議会が発行する情報誌を理事・監事に毎号送付し、全国的な動きについても情報提供を実施。併せて、岐阜県社会福祉協議会が行う実態調査についても理事会の場で報告し、県内の社協の状況及び、本会の状況を一緒に確認できるようにしている。

令和3年度より市内の社会福祉法人の連絡会組織発足に向け情報交換会を開催。理事会・評議員会にて進捗状況を報告した。令和4年度については、理事・評議員及び支部長研修として『恵那市におけるSDGsの取り組みについて』を実施。

⇒理事及び評議員の研修会については、手引きの見直しも含め積極的に取り組んでいく必要がある。また、事業所の視察についても再開し、各事業の現状を含め、理事・評議員に知ってもらう機会を確保していく必要がある。

⇒理事会・評議員会の場で、議題に沿った質疑応答だけでなく、事業等に関する意見を聴取する機会を確保し、本会事業のあり方についても情報共有していく必要がある。

図表2-3 ■理事会の構成

No.	選出区分	人数(人)
1	地域を代表するもの	2
2	ボランティア団体	1
3	福祉団体を代表する者	1
4	福祉施設を代表する者	1
5	民生委員児童委員協議会(男女)	2
6	福祉行政	1
7	学識経験者	4
合 計		12

図表2-4 ■評議員会の構成

No.	選出区分	人数(人)
1	地域を代表する者	4
2	壮健クラブ連合会	1
3	福祉施設支援者代表	1
4	ボランティア団体	1
5	民生委員児童委員協議会	2
6	福祉施設を代表する者	1
7	市議会議員	1
8	学識経験者	4
合 計		15

## (2) 諸会議

### 【概 要】

法人の経営管理と事業運営等を目的として、正副会長会議、役員会議、管理職会議、職員会議及び課内会議等を定期的に実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

各種会議の目的・参加者を一覧にまとめ確認することで、諸会議の目的と内容を明確にすることにつながった。

コロナ禍により会議はオンライン会議を主とすることで、移動時間の短縮を図ることができた。また、効果的な会議開催に向け議題や事前資料の添付、必要事項を明記する等の改善が図られた。諸会議の場だけで話し合えない場合には、別途打ち合わせ会議を開催する等、より目的や課題を明確にした短時間の会議の開催が可能となり、会議のあり方や内容を随時見直し改善していくことができた。

定例の会議のあり方を随時見直すことで、伝達会議と検討会議等、目的ごとに開催できるようになってきた。

- ⇒今後もオンライン会議の機能をより活用していくことで、会議内容の充実を図る必要がある
- ⇒諸会議の目的や内容についても検証と見直しを行うことにより、効率的で効果的な会議を開催していく必要がある。

図表 2-5 諸会議一覧

令和4年度会議	機関の内容	開催	評議員	会長	副会長	常務	理事	監事	支所長	事務局長	課長	主幹	部門担当 補佐	補佐	係長	職員
1 評議員会	事業等決議機関	3, 6, 随時	○	○	○	○		○		○	○	○	○	△	△	
2 理事会	事業執行機関	3, 5, 随時		○	○	○	○	○		○	○	○	○	△	△	
3 役員会議	事業執行検討機関	随時		○	○	○	○	△		○	○	○	△	△		
4 正副会長会議	事業執行協議機関 (経営会議)	原則 第3火曜		○	○	○				○	○		○			
5 管理職会議 (管理職・補佐)	事業管理検討機関	第2 営業日				○				○	○	○	○	支所長 補佐		
6 2課打ち合わせ 会議	事業管理検討機関	随時									○	○	○			
7 課内会議 (各連絡会)	事業実施機関	月1回									○	○	○	○	○	○
8 支所長会議	支所事業調整機関	年4回 程度		○		○			○	○	○		○	支所長 補佐		
9 広報委員会	法人の広報の統括	月1回								○	○		○	各担当者		
10 職員会議 (社協みらいミーティング)	職員育成機関	月1回 :13日								△	△		○	△	△	○
11 経営戦略会議 コンサルティング	経営戦略の検討	随時				○				○	○	○	○	(○)	(○)	(○)
12 発展・強化計画 事務局会議	計画の進行管理等	年6回 程度				○				○	○	○	○	△	△	
13 地域福祉活動計画 事務局会議	計画の進行管理等	年4回 程度				△				△	△	△	△	△	△	
14 エリア会議	情報共有・連携 のための機関	年4回 程度														
15 支部長会																
16 その他の会議	必要に応じて開催															

### 3. 経営管理（マネジメント）

#### (1) 監査

##### 【概要】

監事を選任して理事の職務の執行を監査し、法人の業務及び財産の状況の調査を行い、法令で定めるところにより監査報告を作成している。

適正な法人運営の確保を主たる目的に、社会福祉法第56条を根拠法令として、市が定期的に社会福祉法人監査要綱等の遵守状況の確認を行っている。

また、毎年度所管庁（市）に現況報告書及び附属書類として財務諸表を提出することが求められている。

## 【第四次計画推進における現状と課題】

年2回の監事監査を実施し、事業執行状況や決算状況及び金銭出納状況等を精査することで、事業の透明性の確保を図ることができた。監査時に助言等を受けた内容については、改善ができるように取り組む必要がある。

令和2年度より社会保険事務に関して、社会保険労務士へ外部委託し、会計や社会保険等の事務については、公認会計士等専門機関による確認がなされ、法令遵守の強化に取り組むことが出来た。

会計業務に関しては、毎年法人内部で会計研修を実施し、日次業務等への取り組みが適正に行えるようにしている。

⇒監事監査で助言のあった上半期決算時の半期での予算執行率等の資料を作成することで、経営状況を把握し経営改善に努めていく必要がある。

⇒法令遵守及び事業の透明性の確保のために、今後も公認会計士や社会保険労務士への業務委託を継続していく必要がある。

図表2-6 社会福祉法人監査要綱

**運営**

法人の組織運営をはじめとした法人の事業運営が法令や定款等に沿った内容となっているかを確認

## 【社会福祉法人指導監査要綱】

- ・ 役員の選任手続が、定款の定めに従い行われていること
- ・ 社会福祉事業が主たる地位を占めるものであること 等

**財務**

法人の経理状況（資金の収支を含む）が税法や会計基準に沿った経理処理となっているかを確認

## 【社会福祉法人指導監査要綱】

- ・ 決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること
- ・ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されているか 等

## (2) 苦情解決組織及び取り扱い

## 【概要】

社会福祉法第82条の規定に基づき、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないことを目的に規程を制定し、苦情解決第三者委員会へ定期的な報告を行っている。

## 【第四次計画推進における現状と課題】

任期満了に伴い、第三者委員1名を新たに選任した。

福祉サービス全般の利用者からの苦情に対しては、申出人の思いを傾聴し、解決に向けては、対象事業の該当者から状況把握等の聞き取りを行った。また、再発防止のためにも、申出人か

らの訴えを受け、各部署での対応方法等を確認し、改善を図れるように努めた。

苦情解決第三者委員へ定期的な報告を実施し、法人全体で意識をもって対応する必要性について再確認する機会とした。

⇒質の高いサービスへのニーズが高まる中、接遇について意識的に取り組む必要がある。

⇒利用者の権利を擁護する視点をもって苦情解決をしていく必要がある。

⇒苦情を受け付けた際の初期対応について、組織として統一した対応ができるようにしていく必要がある。

図表 2-7 苦情解決受付推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
委員会開催日	H29.9.1	H30.9.7	R1.9.3	R2.9.11	R3.9.9
受付件数 (件)	10	4	7	15	14

## 4. 事務局・支所体制及び人事管理

### (1) 事務局・支所体制

#### 【概要】

組織及び事務の執行に関しての規程を制定し、課、部門、係、担当及び5支所を置いている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

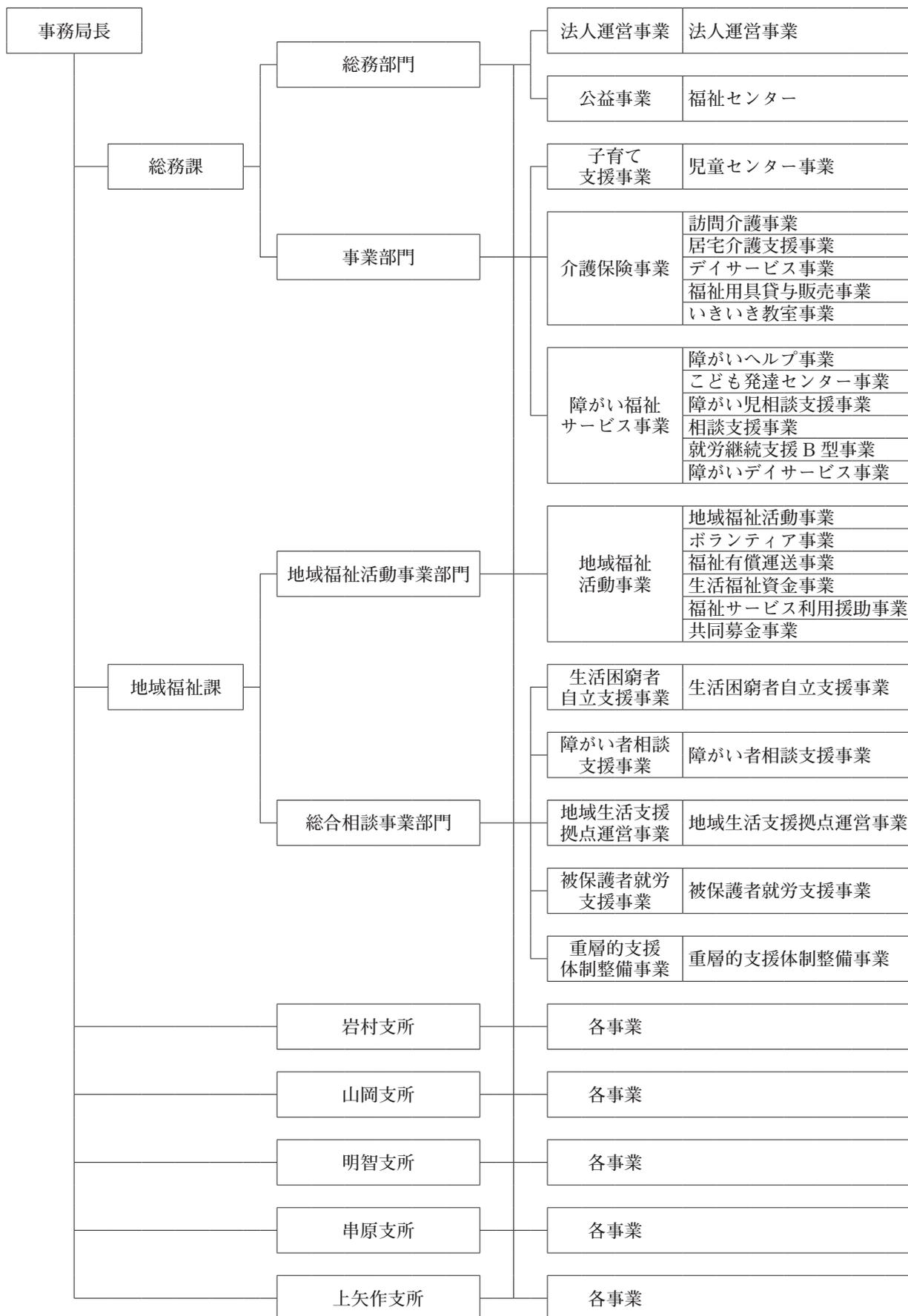
令和2年度に、2課4部門の体制とし組織のスリム化を図った。各事業所においても、特定相談及び障害児相談支援事業について、それまでの3事業所から、令和3年度に2事業所へ、令和4年度に1事業所+サテライトの体制へ再編し、事業所の大規模化による職員体制の強化と上位の報酬が算定可能となった。

オンライン会議やICTの活用により、組織運営の合理化・効率化を進めている。

⇒各課の担う業務を検証し、適切な業務分担と人事配置、電子決裁の導入等について、検討を進める必要がある。

⇒組織及び事業所体制については、採算や新規事業への取り組み等と併せて随時見直していく必要がある。

図表 2-8 事務局・支所体制



## (2) 人事管理

### 【概要】

法人の事務を処理するために事務局が置かれ、事務局長1名とその他事業推進に必要な職員を置いている。分掌する事務を明確化し職員の潜在能力を伸ばすと共に、今後の指導育成等に活用することを目的として勤務評価を実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

外部コンサルティングを活用し、人事考課制度の見直しに重点的に取り組むことができ、令和4年度に人事考課制度の一部見直しを行った。給与体系と昇格、希望降格制度の運用について経営戦略会議で検討を行い、希望降格制度・昇格試験を導入した。

活気ある職場づくり・職員のモチベーション向上に向け、全職員対象の研修会を開催し、組織として意識統一を図る機会を確保した。また、職員の健康管理の一環としてストレスチェックを全職員対象に実施し、その結果を踏まえてセルフケア研修会も数回に分けて開催した。

⇒持続可能な組織運営のため人事制度及び給与体系の見直しを行う必要がある。

⇒人事考課制度の精度を高めるため、人材育成の視点を持った評価者訓練を行っていく必要がある。

⇒働き易さを意識し、職場環境を整える視点も引き続き取り入れていく必要がある。

図表 2-9 雇用形態別職員数

	事務局	総務課					地域福祉課		合計	
		法人運営事業	公益事業	子育て支援事業	介護保険事業	障がい福祉サービス事業	地域福祉活動事業	総合相談事業		
正職員	1	3			29	12	4	6	55	25.1%
嘱託職員		3		2	9	2	1		17	7.8%
臨時職員		7		2	51	10	1	2	73	33.3%
非常勤職員				11	48	5	10		74	33.8%
合計	1	13		15	137	29	16	8	219	100.0%

※R4.4.1時点

図表 2-10 正職員の主な資格の取得状況

資格名	人数
社会福祉士	17
介護福祉士	34
精神保健福祉士	2
介護支援専門員	28
主任介護支援専門員	7
保育士・幼稚園教諭	24
看護師・准看護師	4
サービス管理責任者	11
訪問介護員	16
児童厚生員1・2級指導員	2
相談支援従事者(初任・現任)	25
主任相談支援専門員	1

※R4.4.1時点

図表 2-11 正職員の経験年数及び年齢構成

経験年数	人数	年齢	人数
1年未満	4	20～24歳	1
1～3年未満	3	25～29歳	2
3～5年未満	4	30～34歳	3
5～10年未満	20	35～39歳	8
10～20年未満	20	40～44歳	11
20年以上	4	45～49歳	15
		50～54歳	8
		55歳以上	7

※ R4.4.1 時点

※ R4.4.1 時点

## 5. 財源及び事業運営

### (1) 会費

#### 【概要】

地域福祉活動事業のための貴重な財源として活用され、一般会費は100%社協支部へ還付している。また、特別会費は税制上の優遇措置が適用されている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

毎年、地域自治区会長会議や振興事務所長会議等に出向き、会費の納入について協力を依頼している。自治会を通しての納付が主なので、自治会未加入世帯からの納入が少ない状況である。一般会費は、全額社協支部に還元されているので、その用途や効果を広報紙や支部だよりでお知らせしている。

⇒自治会加入率が下がっている傾向もあり、一般会費の納入も減少傾向にある。自治会未加入世帯等を含め、より多くの市民に幅広く会費の用途や効果を周知していく方法を検討していく。

⇒自治会等に出向くことで、より理解と協力を得られるようにしていく必要がある。

図表 2-12 令和4年度一般会費納入状況

支部名		金額 (円)	□数 (A)	納入世帯数 (B)	広報配布戸数 (非自治会除く) (C)	納入率 (%) (A/C) × 100	納入世帯率 (%) (B/C) × 100
1	大井	1,318,000	2,636	2,570	3,498	75	73
2	長島	1,027,000	2,054	2,049	2,575	80	80
3	東野	225,500	451	451	429	105	105
4	三郷	298,500	597	597	667	90	90
5	武並	428,000	856	829	847	101	98
6	笠置	153,500	307	306	348	88	88
7	中野方	217,000	434	426	429	101	99
8	飯地	80,500	161	153	205	79	75
9	岩村	594,500	1,189	1,185	1,211	98	98
10	山岡	574,000	1,148	1,148	1,180	97	97
11	明智	839,500	1,679	1,679	1,700	99	99
12	串原	126,500	253	253	266	95	95
13	上矢作	295,000	590	589	648	91	91
合計		6,177,500	12,355	12,235	14,003	88	87

## (2) 寄附金

### 【概要】

貴重な善意は、社会福祉活動の安定と向上のため有効に活用されている。

社会福祉事業への寄附は主に地域福祉活動事業へ、社協支部への寄附は支部の福祉活動の財源として活用されている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

寄附者の意向を受け付け時にしっかりと伺い、意向に添った活用を行うようにしている。サービス事業所への寄附では、物品の購入等事業に役立てている。こうした寄附の使途や効果を広報紙等で周知している。また、寄附者に対して掲載した広報紙の送付を行っている。

⇒寄附者が年々減少している。寄附者へのお礼と共に、広報紙の他にもSNSを活用する等周知方法や、事業への理解を深めていただく手法を検討し、今後も善意の寄附の増加につなげる必要がある。

図表 2-13 寄附金の推移

(単位：円)

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
恵那市社会福祉協議会		2,039,070	1,062,681	1,535,839
支部関係				
1	大井支部	15,966	60,000	20,000
2	長島支部	0	0	0
3	東野支部	50,000	0	0
4	三郷支部	230,000	100,000	0
5	武並支部	100,000	100,000	0
6	笠置支部	100,000	50,000	0
7	中野方支部	1,265,000	650,000	1,200,000
8	飯地支部	210,000	380,000	150,000
9	岩村支部	175,029	930,000	266,469
10	山岡支部	274,347	240,574	218,006
11	明智支部	812,439	102,000	61,736
12	串原支部	72,660	35,000	68,400
13	上矢作支部	89,018	343,116	80,282
	小 計	3,394,459	2,990,690	2,064,893
指定寄附				
	地域福祉課関係	80,000	0	
	恵那	45,000	42,050	180,300
	岩村支所	30,000	50,000	70,000
	山岡支所	20,000	120,000	20,000
	明智支所	0	110,000	100,000
	串原支所	0	0	30,000
	上矢作支所	0	0	0
	物品		89,172	962,140
	小 計	175,000	411,222	1,362,440
合 計		5,608,529	4,464,593	4,963,172

### (3) 経常経費補助金

#### 【概要】

補助事業にかかる県・市からの補助金と共同募金配分金を受け入れている。なお、共同募金配分金は、一般募金配分金、メニュー事業配分金及び歳末たすけあい配分金に区分けされている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

地域福祉補助金は毎年減額されていて、地域福祉やボランティア事業に関わる人件費の確保が年々厳しくなっている。

⇒各種委託事業の動向と合わせ、補助金のあり方について行政と協議をさらに行う必要がある。

図表2-14 経常経費補助金の推移

(単位：円)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉協議会事業	44,383,000	42,164,000	40,056,000
共同募金配分金	7,131,522	4,860,100	6,305,932

### (4) 在宅福祉事業収入

#### 【概要】

介護保険事業・保育事業・就労支援事業・障害福祉サービス等事業における収入により、本会の主要な財源に位置づけられている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

介護保険事業の収入については微減傾向、障がい福祉サービス事業は制度改正により収入が増加傾向。

⇒安定的な財源確保のために事業を精査し、適切な人員配置や質の高いサービスの提供等に向けて検討する必要がある。

⇒法改正も含め、新しい社会のニーズに添った事業展開を行っていく必要がある。

図表2-15 在宅福祉事業収入の推移

(単位：円)

部門名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
介護保険事業	375,301,160	385,293,343	384,619,434
保育事業	18,240,300	18,358,900	17,900,800
就労支援事業	6,019,861	6,687,734	7,587,257
障害福祉サービス事業	139,885,779	145,944,754	152,451,106

## (5) 受託金

### 【概要】

事業を委託された、県・市からの受託金とその委託事業における利用収入等もその他の受託金として含まれている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

行政と協議し、令和3年度から新たに重層的支援体制整備事業への移行準備事業（市受託事業）を開始した。更に、令和4年度から事業を拡充し体制を強化した。

指定管理事業については、市担当課と施設の運営管理の内容や増加する修繕について随時協議を行い、利用者が満足できるような事業運営に配慮した。

指定管理施設の委託料については、概ね据え置きが継続しているが、光熱費等の物価高騰による経費が増加している。

⇒重層的支援体制整備事業の本格実施へ向けて、行政と事業実施について更なる協議をしていくことが必要。

⇒指定管理施設については、施設や設備の老朽化に伴い修繕等の計画的実施について、行政との調整が必要。

⇒物価高騰及び最低賃金引上げ等の影響による、経費の増加についても適正な委託料を要望していく必要がある。

図表 2-16 受託金の推移

(単位：円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受託金	95,282,655	96,952,780	106,442,452

## (6) 積立金

### 【概要】

本会の財源を調整する資金にあてるために積立を行い、その目的と額を規定し、その管理と運用を積立金ガイドラインに則り行っている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

積立金ガイドラインに沿って積立及び取崩しの際には、理事会にて報告し、適切に管理を行ってきた。財政調整積立金、地域福祉活動積立金及び施設整備積立金についてはガイドラインで設定している積立目標額に達していない。

⇒災害等の有事において事業継続するための資金確保を行うために財政調整積立金をはじめとした積立金の確保を行っていく必要がある。

⇒積立金ガイドラインの見直しも随時行っていく必要がある。

⇒積立金の資金運用について、安全かつ有利な方法を検討する必要がある。

図表 2-17 積立金積立状況

R4.3.31 現在 (単位:円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	取崩し額	積立額	令和2年度末	取崩し額	積立額	令和3年度末
財政調整積立資産	0	2,000,000	61,170,711	0	0	61,170,711
地域福祉活動積立資産	0	0	145,227,593	0	0	145,227,593
施設整備積立資産	0	5,000,000	92,483,289	△ 6,124,000	0	86,359,289
工賃変動積立預金	0	0	811,855	0	0	811,855
施設等整備積立預金	0	0	104,585	0	0	104,585
合 計	0	7,000,000	299,798,033	△ 6,124,000	0	293,674,033

図表 2-18 ■ 参考 ■ サービス活動収益

事業活動収入	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
会費収益	9,117,000	1.3%	9,052,500	1.3%	9,047,500	1.2%
寄附金収益	5,608,529	0.8%	4,464,593	0.6%	4,095,832	0.6%
経常経費補助金収益	55,045,522	7.8%	50,713,154	7.1%	50,028,432	6.8%
受託金収益	95,282,655	13.5%	96,952,780	13.5%	106,283,452	14.5%
事業収益	744,900	0.1%	380,700	0.1%	305,500	0.0%
介護保険事業収益	375,301,160	53.2%	385,293,343	53.7%	383,455,424	52.5%
保育事業収益	18,240,300	2.6%	18,358,900	2.6%	17,900,800	2.4%
就労支援事業収益	6,019,861	0.9%	6,687,734	0.9%	7,258,902	1.0%
障害福祉サービス等事業収益	139,885,779	19.8%	145,944,754	20.3%	152,451,106	20.9%
合 計	705,245,706	100.0%	717,848,458	100.0%	730,826,948	100.0%

図表 2-19 ■ 参考 ■ サービス活動費用

事業活動支出	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
人件費	529,770,066	71.3%	508,628,447	70.9%	515,207,039	70.5%
事業費	66,633,591	9.0%	65,232,166	9.1%	69,475,685	9.5%
事務費	108,412,586	14.6%	104,836,460	14.6%	102,938,374	14.1%
就労支援事業費用	6,179,583	0.8%	6,864,021	1.0%	7,602,242	1.0%
利用者負担軽減額	98,145	0.0%	120,980	0.0%	127,834	0.0%
共同募金配分金事業費	0	0.0%	0	0.0%	6,208,007	0.8%
助成金費用	16,714,559	2.2%	16,004,450	2.2%	14,360,593	2.0%
負担金費用	4,883,500	0.7%	4,883,500	0.7%	4,524,500	0.6%
減価償却費	12,449,958	1.7%	12,527,645	1.7%	10,410,666	1.4%
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 1,677,941	△ 0.2%	△ 2,171,541	△ 0.3%	△ 3,483,611	△ 0.5%
徴収不能額	62,000	0.0%	899,000	0.1%	3,157,400	0.4%
合 計	743,526,047	100.0%	717,825,128	100.0%	730,528,729	100.0%

## Ⅱ 事業部門別の現況・課題

### 1. 法人運営事業

#### (1) 法人運営事業

##### 【概要】

社会福祉法の改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みに重点が置かれ、社会福祉法人の使命と存在意義が求められている。

##### 【第四次計画推進における現状と課題】

社会福祉法等関係各法を遵守し、安定的な事業運営に努めた。

行政と協働で地域福祉懇談会を開催し地域の福祉ニーズ等の把握に努めた。また令和4年度に恵那市社会福祉法人等連絡会を市内の社会福祉法人10法人の参加により設立し、各法人の課題共有や地域における公益的な取組実施に関して情報交換を行った。

連絡会の活動として県社協のフードバンク（ドライブ）キャンペーンに賛同し、食品の収集を行い市内の生活困窮者等に配布した。本会主催（一部は恵那市社会福祉法人等連絡会共催）で地域の福祉事業所や行政へも案内し、「ふくしスキルアップ研修」を開催し、福祉事業所のネットワーク構築、課題共有から解決に向けた研修の場の提供を行った。

災害緊急対応指針に基づいた訓練を実施し、反省に基づき随時指針を見直している。また、チャットツールを導入し、災害時でも円滑な通信連絡を可能とした。福祉センターの担当職員連絡会では、福祉避難所運営マニュアルの点検や備品の整備を行い、行政と協働で福祉避難所開設・運営訓練を実施した。

⇒経営組織のガバナンス強化のために、経営実績や財務の適正な情報提供、把握の方法を検討し、更新していく必要がある。

⇒社会福祉法人の連携についてさらに推し進める必要がある。

⇒会議等で把握した福祉ニーズへの具体的方策を実施していく必要がある。その際必要に応じて他法人との連携を行っていく。

⇒指針、マニュアルは引き続き必要に応じて見直していく。感染症対策を含めたBCPを策定し、定期的に見直していく必要がある。

⇒SDGs等新たな社会課題についても、対応を検討していく必要がある。

### SDGsとは？

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

(外務省HPから抜粋)

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

## 2. 公益事業

### (1) 福祉センター事業

#### 【概要】

公益を目的とする事業として、社会福祉法第26条の規定により、4つの福祉センターの事業運営をしている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

令和3年度より新たな指定管理期間として福祉センター管理業務を実施。各センター長及びセンター管理担当者による連絡会を開催することにより、市担当課からの情報等について共有する機会を確保した。各福祉センターの老朽化に伴い、修繕頻度が上昇。また、光熱費等の価格高騰により福祉センター維持費も増加している。

コスト削減に向け、特別会員である企業等を中心に三社以上の見積もりを前提とした随意契約を行っている。

コロナ禍により利用者の減少があったが、安心して利用できるような環境設定を行い、少しずつ利用者数が回復してきている。

⇒施設の老朽化に伴い、修繕の頻度が高くなってきているため、市担当課への状況報告を密にし、計画的な修繕を行うことで、施設使用者が安心して利用できるようにしていく必要がある。

⇒今後の指定管理施設のあり方や有効活用について、市と情報交換を密にしていく必要がある。

## 3. 地域福祉活動事業

### (1) 地域福祉活動事業

#### (i) 小地域活動

#### 【概要】

市内には合併前の町・村を単位とした13社協支部があり、この社協支部は、自治会の役員や民生委員・児童委員、高齢者代表、子ども会、ボランティア、女性組織等地域内にある各種団体の代表や福祉に関心がある方等から組織されている。市社協では、地域の実情に即した地域福祉活動を展開するため、小地域の中核的組織である社協支部への支援を行っている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

小地域活動では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、活動の自粛や活動方法等を変更し感染対策を取りながら各支部で地域活動を行った。交流会や行事の代わりに学生と

高齢者との年賀状の交流や手紙の交換等対面ではなく、新たな『つながり活動』ができた。

また、気軽に利用できる居場所や子ども食堂等の活動も新たに行うことができた。令和2年～3年度実施した地域福祉懇談会は参加人数や開催方法を検討し地域自治区ケア推進会議と地域福祉懇談会を一体的に行った。令和4年度は第4次恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定年度のため13地区で地域福祉懇談会を開催した。

市内すべての小中学校が福祉協力校事業に取り組むことができ、福祉学習の推進に小中学校と支部が協力して行うことができた。

住民同士の交流の機会の充実を図るための新たな展開を検討していくために、令和4年度より市内13地区を5エリアに分けて地域での課題やニーズの把握と解決に向けて、介護保険や障がい福祉サービス、子育て支援等多様な事業を展開している社協の強みを生かし、部門を横断した地域の複数担当制や社協エリア会議に取り組んだ。また、地域づくり事業について居場所の実態調査を行政と行っている。

⇒令和5年度以降も、引き続き新型コロナウイルス感染症がまん延する中での小地域活動の継続が予測される。今後も活動人数や開催方法を変更し新たな活動を模索していく必要がある。

⇒社協エリア会議や地域福祉懇談会を通じてニーズ調査や地域課題の検討を行い、社協事業や重層的支援体制整備事業の参加支援事業や地域づくり事業へつなげていく必要がある。社協だけでなく、行政、企業、団体とも連携し、制度の狭間支援として、恵那市版の重層的支援体制整備事業の制度設計を行政と検討していく必要がある。

⇒福祉学習の推進を図るため、小さな頃から福祉について学べる機会を持つことができる仕組みを検討する必要がある。

図表 2-20 各 13 地区の地域福祉懇談会（令和 4 年度実施）※ 2 回目は支部長等と振り返り会議を実施

地 域	開催日	会 場	地域住民	職 員
大 井	令和 4 年 8 月 4 日 (木)	恵那市福祉センター	21 人	12 人
	令和 4 年 11 月 18 日 (金)		1 人	4 人
長 島	令和 4 年 8 月 30 日 (火)	恵那市福祉センター	27 人	12 人
	令和 4 年 10 月 27 日 (木)		1 人	4 人
東 野	令和 4 年 8 月 3 日 (水)	東野コミュニティセンター	22 人	10 人
	令和 4 年 11 月 8 日 (火)	東野振興事務所	1 人	6 人
三 郷	令和 4 年 8 月 9 日 (水)	三郷コミュニティセンター	21 人	11 人
	令和 4 年 10 月 28 日 (金)	三郷振興事務所	2 人	6 人
武 並	令和 4 年 8 月 4 日 (水)	武並コミュニティセンター	14 人	7 人
	令和 4 年 11 月 10 日 (木)	武並振興事務所	1 人	6 人
笠 置	令和 4 年 8 月 26 日 (金)	笠置コミュニティセンター	17 人	11 人
	令和 4 年 11 月 17 日 (木)	笠置振興事務所	1 人	6 人
中野方	令和 4 年 8 月 29 日 (月)	中野方コミュニティセンター	22 人	11 人
	令和 4 年 10 月 20 日 (木)	まめくら	5 人	6 人
飯 地	令和 4 年 8 月 23 日 (火)	飯地コミュニティセンター	16 人	11 人
	令和 4 年 11 月 4 日 (金)	飯地振興事務所	1 人	6 人
岩 村	令和 4 年 7 月 27 日 (水)	岩村福祉センター	16 人	10 人
	令和 4 年 11 月 4 日 (金)		1 人	6 人
山 岡	令和 4 年 9 月 8 日 (木)	山岡振興事務所	15 人	10 人
	令和 4 年 11 月 17 日 (木)		1 人	6 人
明 智	令和 4 年 7 月 29 日 (金)	明智振興事務所	18 人	9 人
	令和 4 年 10 月 25 日 (火)		1 人	5 人
串 原	令和 4 年 8 月 26 日 (月)	串原福祉センター	11 人	9 人
	令和 4 年 11 月 21 日 (月)		1 人	4 人
上矢作	令和 4 年 7 月 22 日 (金)	上矢作コミュニティセンター	16 人	11 人
	令和 4 年 11 月 30 日 (水)	寿限無の里	1 人	4 人

## (ii) 広報・啓発活動

### 【概要】

福祉に関する情報を広く市民に周知するため、本会広報紙「いっしょに手をつなご」を毎月1回発行する他、ホームページ、SNS等を活用した情報発信を実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

SNSへの取り組み（Facebook、LINE、Youtube、Instagram）を行い、ホームページだけではない情報発信を行うことが出来ている。また、SNSへの発信には元であるホームページへの情報が不可欠であることから、広報委員会・社協みらいミーティング等各種会議での周知及び直接事業担当者へ情報発信の呼びかけを行うことで、職員全体の情報発信への意識も高くなりつつある。それに伴い、ホームページへの投稿数も増加している。

広報紙が発刊200号を超え、継続した情報発信を行うことができています。また、広報紙の紙面についても広報委員会・総務課・地域福祉課の意見を取り入れ多くの職員の目に触れる形で様々な意見を取り入れ作成ができています。

⇒ホームページ全体の構成について、SNSをさらに活用できる形へと変更を行っていき、現状あるツールの有効活用を進めていくことが必要。さらなるSNS(Twitter)への取組等、必要性を考慮して行っていく必要がある。

⇒紙媒体の広報紙を見る機会が若者を中心に減少していく中、紙の広報紙の役目・情報ツールとしての必要性について有効性を考慮しながら今後の活用法を検討する必要がある。

図表2-21 ホームページ訪問者数推移

(単位：件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総訪問者数	30,273	22,431	28,662	30,273
前年比増減数		△7,842	6,231	1,611
総閲覧数	46,798	38,904	44,825	45,378
前年比増減数		△7,894	5,921	553

## (iii) ふれあい食事サービスとサロン事業

### 【概要】

ふれあい食事サービスは、地域のひとり暮らし高齢世帯が、食事サービスを通じて地域住民とのふれあいや交流を高め、地域の連帯の輪を広げるため、地域住民が参加する福祉活動として取り組まれている。サロンは、家に閉じこもりがちな高齢者や障がいを持つ方、子育て中の親等が集まり、近所の人々やボランティアの協力を得て、自主的・自発的に行う地域との交流活動。目に見える地域福祉事業として社協支部と共に支援を実施している。

## 【第四次計画推進における現状と課題】

令和4年度のふれあいいきいきサロンは新たに19団体がサロンの登録をされ、計106団体となった。新規18団体のうち、高齢者サロンが15団体（内、集いの場から9団体が社協サロンへ移行）、子育てサロン1団体、障がい者サロン1団体、広域サロン1団体が登録された。令和4年度より事業要項を改正し、サロン活動における保険は事務局が一括で加入したことで、保険料負担の軽減や事務の手間を省くことができた。また、講師については年間6回までの講師料補助が可能になったことで、複数回講師を依頼する団体が増えてきた。ふれあい食事サービス事業については、2年ぶりに活動を再開することができた団体もあり、感染症対策を行いながら活動を進めている状況である。

⇒集いの場から9団体が社協サロンへ移行されたが、その実情としてカフェ形式の参加自由形サロンもあったため現行の規定の見直しや地域の実情を考慮した新しいサロンの提案が必要とされる。また、申請をしたが感染拡大により活動が懸念されている団体については個別での相談・対応が必要とされる。

⇒ふれあい食事サービスへの支援として、他活動団体との交流機会がないため交流会等の開催を行い横のつながり作りから食事サービス事業への見直し・提案を考えていく必要がある。

図表2-22 サロン・ふれあい食事サービス年度推移

(単位：件)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ふれあいいきいきサロン	81	82	82	78	80
広域サロン	3	3	3	3	4
登録サロン	9	11	10	10	11
ふれあい食事サービス	12	12	11	11	11
合計	105	108	106	102	106

## (iv) ボランティアセンター事業

## 【概要】

令和3年4月より恵那市ボランティアセンターと名称を変更。幅広くボランティアに対する相談、登録、マッチング（活動希望者とボランティアを必要とする人や施設をつなぐ機能）、ボランティア団体との連携や調整、ボランティア活動希望者に対する養成講座や技術向上のための研修、ボランティア団体及び福祉協力校への支援等を行っている。

## 【第四次計画推進における現状と課題】

コロナ禍で、事業実施が行えない等ボランティア活動も大きな影響を受けている。その中で、災害ボランティアに関してはコロナ禍での受け入れ体制整備や東濃5市社協での連携等を推進することができている。また、ライオンズクラブとの災害時支援協定を締結することができた。

学生ボランティア活動については、コロナ禍でも事業を実施できる形として通年での受入れ体制へと事業を変更し実施することができている。ボランティアセンター全般については、名称を恵那市社協ボランティアセンターへ変更・運営要綱の作成・事業の明確化を図ることができている。オンライン研修を積極的に活用し、パブリックビューイング形式で研修の機会を多く設けボランティア団体へ周知することができている。

⇒災害ボランティアセンター運営体制については、昨今の大規模災害等への対応は職員だけではなく、市民への理解促進・運営補助ができるボランティアの確保等地域の中に根付いた災害ボランティアセンター運営体制へと変えていく必要がある。そのための研修・会議等の定期的な開催を行っていく必要もある。

⇒学生のボランティア活動は現在ある事業の周知はもちろんのこと、学生が地域福祉活動へ参加しやすい事業を社協支部等と計画・実践していく必要がある。福祉協力校（高校）への取り組みを行い、高校生が地域福祉の活動へ参加できる機会の創出が必要である。

⇒ボランティア活動については、大小様々あるが、本会が市内のボランティア団体とより連携するためには把握することが重要と感じている。ボランティア団体の把握がボランティアニーズへの調整だけにとどまらず、地域福祉活動への協力等へもつながることでその拡大にもつなげる必要がある。

図表 2-23 ボランティア活動者数 (単位：人)

登録数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
個人人数	75	60	72	6	19
団体活動人数	3,603	4,125	4,017	3,573	3,124
活動人数計	3,678	4,185	4,089	3,579	3,143

図表 2-24 ボランティア団体数 (単位：組)

登録数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ボランティア団体	93	105	102	92	96

図表 2-25 学生ボランティア活動者数 (単位：人)

事業別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福祉施設ボランティア事業	229	181	157	0	162
福祉フェスティバル事業	41	25	61	0	0
共同募金事業	60	56	63	0	0
その他地域福祉活動事業	0	17	35	0	0
活動人数計	330	279	316	0	162

## (2) 生活福祉資金貸付事業

### 【概要】

県社協が行う生活福祉資金貸付事業の窓口対応や利用者への援助・指導を行っている。低所得者や障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

令和2年度より開始した、新型コロナ特例貸付は多くの貸付を実施した。特例貸付の対応(相談・面談・償還免除)で、多くの相談者や借受人への対応を迫られているが、生活困窮者自立支援事業や市役所等関係機関との情報共有や連携については以前より図ることができている。それにより本則の生活福祉資金での対応も連携が図れ、相談対応から情報共有をスムーズに行うことができている。

⇒今後新型コロナ特例貸付借受人の償還開始に伴い、相談対応が増加することが予想される。

また、本則の借受人についても昨今の様々な社会情勢も相まって相談対応が増加傾向である。その際の対応は生活困窮者自立支援事業・市役所・民生委員等と情報共有をより図っていくことが必要と感じている。

図表2-26 生活福祉資金貸付件数の推移

(単位：件)

区分／資金種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本 則	福祉資金	7	6	1	9
	総合支援資金	0	1	0	0
	教育支援資金	0	0	0	0
コロナ特例 (R2.3～)	緊急小口資金		1	142	56
	総合支援資金初回		0	43	32
	総合支援資金延長			22	10
	総合支援資金再貸付			16	27
合 計		7	8	224	134

図表2-27 生活福祉資金相談件数の推移

(単位：件)

相談件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数(本則)	77	165	67	138
相談件数(コロナ特例)			1,020	594
相談件数合計	77	165	1,087	732

### (3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

#### 【概要】

県社協が行う日常生活自立支援事業の窓口として、高齢者や知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分の方や、日常生活に不安のある方等を対象に福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理等を実施している。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

新たに専門員となった職員が新任専門員研修会へ参加し、基礎知識や基本的援助方法について学びを深めた。令和4年度において新規契約が1名、解約が3名であり、解約理由については1名後見開始、1名施設入所、1名市外施設へ転居であった。現在成年後見制度につなげている段階の利用者が2名おり、随時関係機関と連携をとりながら進めている状況である。また、事務の効率化と個人情報の適切な管理を行うため、令和4年11月よりシステムを導入した。

⇒新規利用予定者の居住地域に生活支援員がいないことや、現在活動されている支援員の高齢化に伴い、引き続き増員が必要と思われる。新型コロナウイルスの影響を受けた利用者の経済的側面での相談・対応や関係機関との連携を図る必要がある。

図表 2-28 日常生活自立支援事業利用者推移

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数	47	50	38	37	40
相談援助件数	1,724	1,615	1,625	1,407	1,378

### (4) 共同募金事業

#### 【概要】

共同募金は毎年10月1日から12月31日に全国一斉に、都道府県単位で行われている。その中で本会は、共同募金会恵那市支会の事務局を担い、街頭募金の開催や募金活動への協力依頼、配分事業を進めている。配分事業には、赤い羽根募金配分、歳末たすけあい募金配分があり、様々な福祉活動への配分を実施している。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

コロナ禍のため街頭募金は従来の形では実施できておらず、役職員のみでの小規模で行った。共同募金のさらなる周知を図るため、民生委員等各種団体へパンフレットを配布した。市内小中学校に新たな募金活動として学校募金の取り組みを実施した。広報紙を活用して、募金活動の周知とネット募金の周知も実施した。

メニュー事業は、災害ボランティアセンターやサロン・出前講座の備品等を継続して整備し、充実を図ることができた。一般配分での事業がコロナ禍で中止になったものもあるが、支援は従前どおり実施できている。

募金額が年々減少している中、今後の新たな取り組み・現在の事業の見直しについて検討を行った。恵那市支会の開催がコロナ禍の影響を受け、2年連続で書面開催となっている。

⇒募金額が年々右肩下がりの傾向である中、今後の事業を充実していくためには、募金の目的と用途を明確にし、受配により支援されている事業等の周知とその意義について幅広く市民へ理解を得る活動が必要である。

⇒地域の実情に即した事業を実施するため、広くニーズを調査する必要がある。また、そのためのツールや具体的なタイムスケジュールを構築する必要がある。恵那市支会の開催が2年連続で書面開催となっているが、地域のニーズを拾い上げ事業に反映させていくという点から、いままでの恵那市支会のあり方を今一度見直しを行う必要がある。

図表 2-29 共同募金実績

(単位：円)

募金種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
戸別募金	6,397,442	6,552,783	5,685,973	6,710,055	5,577,826
職域募金	124,270	118,392	83,210	142,230	102,251
歳末募金	982,152	1,057,467	1,587,227	694,795	1,225,124
バッジ募金	273,260	270,600	241,000	199,800	225,400
学校募金					63,817
法人募金	1,047,769	1,095,203	1,122,201	1,073,700	1,149,300
自販機募金		27,529	28,657	35,052	32,012
街頭募金	403,966	331,703	299,278		27,011
その他の募金	7,335	1,001	5,471		
合 計	9,236,194	9,454,678	9,053,017	8,855,632	8,402,741

## (5) 福祉有償運送事業・重度身体障がい者移送支援事業

### 【概 要】

在宅で生活する車いす利用者の交通手段の確保を目的として、道路運送法に基づき車いす対応福祉車両で送迎を行う福祉有償運送事業と車いす対応福祉車両の貸し出しのみを行う重度身体障がい者移送支援事業を実施。なお、福祉有償運送事業について、平成 18 年以前まで外出支援サービスとして市から委託を受けていた事業の継続事業として実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

利用の問い合わせに対して適切に対応、利用の促進を図った。担当課以外の職員にも制度の内容が具体的に理解できるようマニュアルを作成した。広報紙に事業内容について定期的に掲載した。運転者の資質向上のため、車両操作、利用者への対応等について運転者への講習を行った。岐阜市民協開催の運転者講習へは個別に声かけをして平成 29 年～令和 4 年の間、職員 17

名の新規登録ができた。職員以外の新たな運転ボランティアの確保はできていない。

令和4年度共同募金配分事業として車輛更新。

⇒サービスを必要とする方へ向けた、告知や周知についての取り組み方法を検討する必要がある。

⇒運転ボランティアの確保に向けた告知や周知について従来の取り組みを検討する必要がある。

⇒計画的な車輛更新をすすめていく長期的な計画を立てる必要がある。

図表 2-30 福祉有償・車輛貸出実績

(単位：件)

利用件数	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福祉有償運送	1,113	613	726	455	511
車輛貸出	203	278	281	236	362

## 4. 総合相談事業

### (1) 生活困窮者自立支援事業

#### 【概要】

生活困窮者自立支援事業では、必須事業である「自立相談支援事業」と任意事業である「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」を実施している。生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について市民からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

相談延べ件数について、増加傾向であることが顕著である。今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、特に令和2年度の件数は、前年度と比較して約1.5倍となった。令和3年度以降は減少したものの、コロナ禍による特例貸付や住居確保給付金等を利用してきた方の再相談のケースも対応してきた。コロナ禍影響前の令和元年度と比較しても高い数字となっている。

令和3年度より、重層的支援体制整備事業における準備事業を受託し、令和6年の本事業に向けて、包括的支援体制整備、参加支援、地域づくりの一体的実施に向けた体制づくりを市役所と連携して進めている。生活困窮者自立支援事業においても、重層的支援体制を構築する重要な位置づけとして、福祉連携会議（重層的支援会議）への参加や、自立相談支援事業の全国研修への参加をして、常に最新の知識を身に着け、連携強化と研鑽に努めてきた。

相談支援の内容の一つに「離職して数年経過したが次の就労先が見つからない」方が多く見られる。長年のひきこもり状態から一歩踏み出せない方の自信と尊厳を回復できるきっかけとして、本会で認定就労訓練事業が実施できないか検討している。

令和4年度からフードバンク事業を開始した。コープぎふ恵那店と連携し、毎月10日におこなわれるフードドライブにより食糧を確保している。また、令和4年度は恵那市社会福祉法

人等連絡会の取り組みとして食糧の寄附をいただいた。いただいた食糧は生活困窮者自立支援事業を通じて、食糧調達に困難を抱えている方に届けている。毎月8名ほどの食糧支援を実施。

⇒令和5年度以降も、引き続き新型コロナウイルス感染症がまん延する中で生活困窮者自立支援が行われると思われる。重層的支援体制下で、恵那市独自の生活困窮者自立支援のあり方を検討していく必要がある。コロナの影響で失業または減収した方の中には、キャリアアップができておらず生活状況が変わりにくい方や、精神的な疾患により働きづらくなった方がいる。そういった方を支援する仕組みづくりが必要となる。行政だけでなく、民間企業、民間団体とも連携し、制度にとらわれない制度設計を検討する必要がある。

⇒認定就労訓練事業についても検討する必要がある。相談者の参加支援の一つとして仕組みを作り、自立と尊厳の回復のきっかけにしていきたいと考えている。

図表 2-31 生活困窮者自立支援事業相談延べ件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談延べ件数	1,690	1,396	1,746	2,551

## (2) 地域生活支援拠点運営事業（ぷらっと）

### 【概要】

障害者総合支援法に基づき、就労できずに自宅でひきこもっている障がい児者等の日中活動の場や、自宅以外に居場所が少なく、十分な支援が受けられない方が、地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためのきっかけ作りを行なっている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

平成27年10月に開所してから登録者が85名になった。利用者と地域の人たちとのつながりは薄く、市内でも居場所の周知はまだ浸透していないと感じる。そのため、市民への周知のためパンフレットを新調したり、岩村や山岡でサテライトぷらっとを行い、居場所の確保に努めている。コロナ禍で行動制限はあったが、市役所内での「お仕事体験」、「花壇整備事業」、「エコキャップ搬出作業」を行い社会参加はできている。

⇒令和4年度から利用者の要望に応え土曜日午前の営業を行い、平均で1回3名の利用がある。利用者が固定されているためパンフレット配布や動画配信等利用促進のためのPR活動が必要。今後も利用者の要望を共有しながら行事を提案し楽しく過ごせるようにしていく。

⇒常設の居場所が他にも必要か、利用対象者を緩和するのか等、近隣市に現状を聞きながら居場所の整備をしていく。

図表 2-32 地域生活支援拠点『ぶらっと』の状況

(単位：件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実利用者数		294	332	338	315	298
利用内訳	見学・相談・利用説明	221	215	111	82	20
	利用	1,702	2,011	2,068	1,621	1,615
延べ利用者数		1,923	2,226	2,179	1,703	1,635
一日平均利用者数		8.6	9.1	9.1	7.0	6.8

### (3) 障がい者相談支援事業

#### 【概要】

恵那市より委託を受け、障がい者相談支援事業として実施。障がい福祉にまつわるなんでも相談（基本相談）を行っている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

相談支援については、恵那市社協相談支援事業所（特定相談）と月に1回打ち合わせを行い情報共有やお互いにアドバイスをし合うことができている。本会だけではなく、市役所内関係機関、医療機関とも連携を取りながら必要な会議の開催や参加をしている。事業を受託する中で東濃圏域の委託相談との横のつながりを大切にし、担当相談員の孤立化を防いでいる。特に困難事例については東濃基幹相談支援センターにケースを上げ、より専門的に関わられるような体制を取っている。

この数年で精神障がいを患う方が増えている。相談内容が複雑化しているため近隣市に調査し、令和4年度から市内の相談支援専門員の集いや精神ケア部会を立ち上げ相談員の専門性を高めるよう努めている。

⇒多機関と連携し、役割を決めながら支援が後手にならないことが必要である。令和4年度に立ち上げた精神ケア部会を強化し、恵那市全体で地域課題をあげ精神障がい者をどう支えていくか検討していく。行政や東濃基幹相談支援センターと相談しながら主体的に会議を作り上げていくことで、相談員の専門性を高めることにつながると感じる。

図表 2-33 障がい支援相談状況及び相談内容の状況

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談・調整件数	1,920	1,049	1,033	1,257	959
打ち合わせ	687	497	496	433	216
ケア会議	62	49	31	41	35
認定調査等	27	54	58	58	42
同行支援	83	131	89	94	56
合計	2,779	1,780	1,707	1,883	1,308

## 5. 子育て支援事業

### (1) 児童センター事業

#### 【概要】

児童センターは、「児童福祉法」「児童館ガイドライン」によって運営方針等の詳細が示されており、児童に健全な遊びを与え、その健康を促進し、情操を豊かにすることを目的とした施設である。また、地域の児童の健全育成の拠点として、誰もが自由に遊びを体験できる施設として、大井と長島（中野）の2地区で市からの指定管理を受けて、管理運営を行っている。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

子どもの健全育成や子育て支援の充実を目的に取り組む中で、季節の行事や母親クラブ等子どもだけでなく、保護者同士の交流が図れるよう内容を工夫して実施している。また、地域を意識した取り組みとして「寺小屋」や「自主学习支援」等も行い、地域の中で気軽に集えるコミュニティづくりを目指してきた。

少子化が進むにつれ、子育て中の保護者への認知度が低いため、市内在住者でも児童センターを知らない人もいる。小学生には、市内全域におたよりを配布することにより、利用促進につなげ、特に土曜日の行事やクラブ活動では、保護者の送迎協力等もあり、遠方の児童が来館できるようになってきた。現在、正職員不在の状態運営を継続しているが、休暇取得時の代替え職員の確保が難しい時がある。

⇒建物の老朽化が進む中、指定管理先である恵那市との協議を行い、地域に必要とされる児童センターとしての存在意義を確認していく必要がある。

⇒子育て世代に分かりやすい情報発信を研究し、利用しやすい環境を整えていく必要がある。

⇒継続的な事業運営のため、職員体制の見直しを行う必要がある。

図表 2-34 令和4年度の児童センターの人員状況（令和4年4月1日現在）

	嘱託	臨時	合計(人)	
大井	1	1	2	※日々雇用（登録職員）12名 館長1名（兼務） 子育て支援事業担当補佐1名（兼務）
中野	1	1	2	
合計	2	2	4	

図表 2-35 児童センター延べ利用者数

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大井児童センター	12,927	12,992	12,547	9,399	9,496
中野児童センター	11,830	12,842	11,784	7,947	10,702
計	24,757	25,834	24,331	17,346	20,198

※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため休館となる時期があった

## 6. 介護保険事業

### 【概要】

介護保険事業は介護保険法に基づいた事業であり、市内において居宅介護支援3ヶ所、訪問介護2ヶ所、通所介護2ヶ所、地域密着型通所介護1ヶ所、福祉用具貸与・販売1ヶ所、いきいき教室5ヶ所の計14ヶ所体制で実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

少子高齢化が進む中で、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活ができるよう、行政や関係機関と課題を共有して取り組んでいる。コロナ禍で地域福祉事業への積極的な参加はできない時期もあったが、社協エリア会議等にも参加することで、地域ごとの課題抽出に取り組んでいる。

効率的な事業展開ができるよう、事業所体制を見直し、各種加算の取得に取り組んだ。利用者から信頼される質の高いサービスを提供できるよう、職員全員で研修を受講する機会を作り、職員の質の向上や人材育成を目指している。また、コロナ禍において感染症対策を徹底し、事業の継続に努めた。

効率的に業務が遂行できるよう介護システムのICT化やリモートワーク、クラウドによる情報共有の一元化等に取り組んでいる。

3年に1度の制度改正・報酬改定により事業等の見直しが求められる中で、情報収集・把握をし、計画性を持って進めている。

⇒超高齢化社会に向けて、より行政や地域住民・関係機関と連携し、地域に密着したきめ細かな支援体制を作っていく必要がある。

⇒利用者減少や職員の人員不足が予想されるため、事業所体制の見直しや更なる効率化を目指していく必要がある。

⇒選ばれる事業所を目指し、人材を育成していく必要がある。

併せて、制度改正・報酬改定の動向を見据え、情報収集・把握を行い、計画的かつ効率的に事業に反映できるよう取り組む必要がある。

図表2-36 令和4年度介護保険事業所の設置状況（令和4年4月1日現在）

サービス名	恵那	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	備考
居宅介護支援	○	○	○				特定事業所加算Ⅱ取得事業所
訪問介護	○	○	△	△		△	△ サテライト事業所
通所介護		○		○	○		串原（地域密着型通所介護）
福祉用具貸与				○			

## (1) 居宅介護支援事業

### 【概要】

居宅介護支援事業は、恵那、岩村・上矢作、明智・山岡の3事業所で事業を実施している。3事業所全てにおいて、特定事業所加算（Ⅱ）を取得している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

定期的なスーパービジョン研修の実施や日常業務の中でスーパービジョンの手法を意識することで、自己の成長と職員の育成につなげている。

ケアマネを対象とした研修は遠方への移動が必要な集合型が多い傾向にあったが、最近はオンライン研修等も増えつつある。その結果、目的に合った研修を効率的に受講でき、情報収集や学びの場として活用できるようになった。

地域包括支援センターからの困難事例の相談を受け、連携のもと対応した。地域ケア会議への参加や社協エリア会議等へ参加し、地域課題の共有等を行っているが、課題解決に向けての取り組みは不十分である。

制度改正等からも急速にICTやAIを活用した業務が推進される中、介護システムのクラウド化等を行い、法人間での情報共有が可能となっている。業務の効率化やBCPの観点からもリモートワークの必要性が問われているが、環境的には不十分である。

他部署と連携し出前講座を実施した。地域の集まりや企業等に出向き講座や相談を行い介護保険制度や認知症等に関する理解を促した。また、地域へのアウトリーチや視覚に訴えるグッズの作成、インターネットを通じた情報提供等積極的に事業所のPRを行った。

⇒職員の自己成長と育成、新たな人材の確保が必要となる。スーパービジョンを含めた、様々な手法を活用するほか、目的に合った研修を効果的に受講することで人材育成につなげる必要がある。

⇒個別のニーズや様々な会議等を通じて、地域課題を抽出し、専門的な視点や関係機関との連携により課題解決に向けた提案を行う必要がある。

⇒利用者の個別性を重視しつつ、制度改正を見据え、ICTやAIを活用し業務の統一化、効率化に向け環境を整える必要がある。

⇒地域住民や地域の企業等とのつながりを持ち、信頼関係を築くことで、選ばれる事業所への成長が必要である。また、講座の講師を務めることで、職員の育成につなげる必要がある。

⇒市民に対してわかりやすい形で事業所のPRを行うことで、利用者の獲得へつなげる必要がある。また、介護保険制度に基づいて事業を進める中で、関連する制度やインフォーマルなサービス等を活用できるよう理解を深める必要がある。

図表2-37 居宅介護支援事業利用件数

(件数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
恵那	2,013	1,929	1,846	1,954	1,863
岩村・上矢作	2,050	1,911	1,691	1,537	1,630
明智・山岡	1,465	1,525	1,369	1,324	1,267
計	5,528	5,365	4,906	4,815	4,760

## (2) 訪問介護事業

### 【概要】

訪問介護事業は、恵那、恵南（岩村に拠点を置き、山岡・明智・上矢作をサテライト）の2事業所で実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

市内に新規事業所が増加していることから、利用者獲得について競争が高まっている。また、訪問介護員の不足や高齢化に伴い、利用者の要望に対応できずに他事業所を紹介することがある。

オンライン等を活用し必要な研修に積極的に参加している。研修後には伝達研修等を通して全体共有し、職員のサービスの質の向上やヘルパーの意識向上に努めている。ヘルパー支援においては、変化する利用者の情報に対し、ヘルパー間の共有が必要となる。そのため定例のミーティングや連絡会、メール連絡という手法により連絡調整を行うとともに、タイムリーな利用者情報の共有、支援の充実を図っている。

サービス利用に関するアンケートを実施し、その集計結果を踏まえ事業所ごとに改善すべき点について把握し、質の向上に努めている。

新規事業として自主サービスを行っているが、制度外サービスのマッチングの問題や人員不足により積極的に勧めることができず、実績は少ない状況である。

⇒本会を希望される利用者に対応できるように、人材の確保と育成が必要である。特に若い世代の人員確保が必要となる。

⇒利用者の複雑なニーズに対し、ヘルパー間で詳細な情報交換・共有が必要となる。より正確でスムーズな調整を行うためのICTツール等の活用を含めた検討が必要となる。

⇒事業所の安定的な運営を確保するため特定事業所加算等各種加算取得に向け取り組む必要がある。

⇒今後も制度外のニーズに対して、自主サービスを効果的に活用してもらえるようにニーズの掘り起こしや料金設定、人員確保等の検討が必要である。

図表 2-38 訪問介護事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
恵 那	9,422	8,736	8,484	8,882	6,039
恵 南	27,655	18,611	16,690	17,928	16,953
計	37,077	27,347	25,174	26,810	22,992

### (3) デイサービス事業

#### 【概要】

通所介護事業は、事業所を岩村・明智・串原に設置し、3事業所体制で実施している。串原は地域密着型通所介護事業として実施している。なお、これら通所介護事業所は、市から指定管理を受けている施設で実施している。

#### 【第四次計画推進における現状と課題】

臨時職員の高齢化等により人員不足が課題となる中で、ICTを導入することできめ細やかな対応や業務の効率化を図り、サービスの質の向上に努めた。併せて新型コロナウイルスの感染予防の対策のため、環境整備や日々の消毒等を徹底し、安心してご利用していただけるようにしている。

制度改正に伴うLIFEへの情報提出や各種加算取得により、利用者満足度の向上に努めることや収益増加につなげることができた。

施設の老朽化による修繕費の増加や、設備が古いことにより職員への負担が増加し利用者のニーズに合わなくなってきている。その上、物価の高騰により、水道光熱費や燃料費等事業への圧迫が生じており、安定的な事業運営が難しくなっている。

各事業所で定期的なミーティングを開催し、職員間で現状把握や課題の共有や周知を行った。また、ミーティングでの課題を連絡会に挙げることで、事業間の連携につなげることができた。

⇒職員の高齢化が進んでおり今後ますます人員不足が予想される。人材確保・育成が必要である。

⇒効率的な事業展開ができるようICT等効果的な活用や職員体制等の検討、各種加算の取得により収益率を高める必要がある。

⇒定期的なミーティングを活用し、職員間での現状把握や課題の共有を行うことで質の向上、選ばれる事業所に向けた意識統一を図っていく必要がある。

⇒利用者のニーズに合った支援が行えるよう、施設の環境整備を行う必要がある。併せて、物価の高騰に対して、効率的な省エネ対策を行うことで事業費の圧迫を防ぐ必要がある。

図表 2-39 デイサービス事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
岩 村	8,526	8,145	7,788	7,540	7,303
明 智	6,090	7,337	7,373	7,804	7,893
串 原	2,322	2,508	2,565	2,594	2,333
計	16,938	17,990	17,726	17,938	17,529

## (4) いきいき教室事業

### 【概要】

いきいき教室事業は、介護保険法に基づく総合事業に位置づけられ、介護予防、自立生活の支援及び仲間づくり・生きがいくくり等の機会を提供する場として恵那・岩村・明智・上矢作・串原の5事業所で実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

職員体制について、事務管理には正職員が関わっているものの、実施現場においては臨時職員のみによって運営されている。利用者支援に対して介護・医療の高度な知識取得や重度化への対策が必要となっている。

事業単独での研修会の実施や他部署との合同研修会等に参加することで、感染症対策や緊急時対応等について知識を高めることで、職員のスキルアップにつなげることができた。しかし、事業の目的である心身機能の低下を予防する機能訓練等に対する研修については消極的であり、事業内容の充実にはつながっていない現状がある。

毎年アンケート調査を行い、利用者の要望を確認し、事業に反映させるように取り組んできた。それにより事業内容の充実につながっている。利用者からは様々な要望があり、事業の目的とは視点の異なる意見もみられる。また、事業所ごとに地域特性もみられる。

新たな利用者の獲得に向け、チラシ等の配布やイベントでの説明、各種会議で積極的なPR活動を行った。また、関係機関等の連携を強化し情報を共有することで利用者の増加につなげることができた。利用率については事業所ごとにばらつきがみられる。

- ⇒いきいき教室事業の実施現場において、効果的な運営方法について検討する必要がある。
- ⇒介護予防・日常生活支援総合事業の目的に応じた事業内容を充実させるため、職員のスキルアップ等の人材育成が必要である。
- ⇒利用者アンケート等を行い、利用者の要望の確認や地域特性等を確認・分析することで、事業内容の充実につなげる必要がある。
- ⇒介護予防としての役割を明確にし、積極的なPR活動や関係機関との連携等により事業利用率の安定を図る必要がある。

図表 2-40 いきいき教室事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
恵 那	2,226	1,933	1,952	1,915	2,049
岩 村	1,223	1,257	1,043	879	933
明 智	2,236	2,176	2,020	1,874	2,238
串 原	670	708	700	714	651
上矢作	1,327	1,240	1,311	1,212	1,375
計	7,682	7,314	7,026	6,594	7,246

## (5) 福祉用具貸与・販売事業

### 【概要】

福祉用具貸与・販売事業は、恵那市全域を対象とし、明智支所で実施。レンタル業者と契約し、在庫を持たない形での事業運営を行っている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

職員体制については、管理者（1名）は支所長補佐が兼務しており、事業運営は臨時職員（2名）が行っている。職員体制等の影響もあり、他事業からニーズの高い住宅改修事務や早急な納品や引き取り等の対応、設定金額等に課題がみられ、積極的な事業運営につながっていない状況である。

オンライン研修等を活用し福祉用具についての知識を高めることで、職員のスキルアップにつなげている。

福祉用具展示会を開催する等関係機関との連携を図り、事業所のPRを図っているものの、居宅介護支援等への積極的なPR活動が不足していると思われ、新規契約につながっていない。

コロナ禍において、新たに感染予防グッズ等の販売にも力を入れ取り組んでいる。

⇒利用者に対してケアマネや病院等から専門的意見を求められることが増えてきているため、専門性をさらに高めていく必要がある。

⇒市民へのPRに加え、居宅介護支援事業所や施設等への積極的なPR活動が必要である。

⇒各種レンタルに加え、販売による収益にもつなげていけるように、商品の情報収集等に積極的に取り組む必要がある。

⇒臨時職員が事業運営の主体となっていることや管理者が兼務で対応していることから事業展開が難しい状況にある。事業運営や継続について検討する必要がある。

図表 2-41 福祉用具貸与事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
明 智	2,064	2,072	1,868	1,726	1,632

## 7. 障がい福祉サービス事業

### 【概要】

障がい福祉サービス事業は、訪問系サービスの居宅介護等（障がい者ホームヘルプ）を2事業所で、介護保険サービスと一体的に実施している。日中活動系サービスは、就労継続支援B型を「明智ひとつばたご」で実施し、児童発達支援と放課後等デイサービスについては、大井町の「にじの家」山岡町の「おひさま」の2事業所で実施している。また、障がい児者相談事業は市役所内と福祉センターで基本相談を実施し、サービス等利用計画に携わる計画相談支援・障がい児相談支援（特定相談）事業については、恵那市福祉センター内の相談支援事業所とそのサテライトのにじの家で実施している。

【第四次計画推進における現状と課題】

障がい福祉サービス事業検討プロジェクトチームにて毎年課題を抽出し、新たな事業展開や事業所体制の見直しについて検討し、取り組むことができた。事業所の体制強化により、障がいのライフステージに合わせた途切れのない支援体制を構築することができた。

3年に1度の制度改正・報酬改定により事業等の見直しが求められる中で、情報収集・把握をし、計画性を持って進めている。

⇒障がい福祉サービスの利用者は年々増加の見込みであり、多様化するニーズに対応できる職員の確保と育成、職員体制の整備が課題である。

⇒制度改正・報酬改定の動向を見据え、情報収集・把握を行い、計画的かつ効率的に事業に反映できるよう取り組む必要がある。

(1) 相談支援事業

【概要】

障害者総合支援法に基づき、特定相談支援事業所の指定を受け、事業を実施している。幼児から成人まで幅広く福祉サービス利用の支援ができるよう、事業所の体制強化を行い、相談支援事業所として指定特定相談支援・障がい児相談支援事業を行っている。

【第四次計画推進における現状と課題】

マニュアルが整備され、法改正等についても業務に反映できるよう現状に合わせて検討を続けた。また、困難ケースについての事例検討会を行うことで、支援を多角的に検討し、実際の支援に反映させることができた。

オンライン研修が充実したことで、時間を有効に活用し専門的な研修への参加ができるようになった。更に伝達研修を行うことで質の向上につなげることができた。

市内の相談支援事業所が少ないうえ、幅広く相談対応を行う事業所が限られているため、新規依頼を多く受けている。そのため相談員一人一人の対応件数が多いことや、市内外広範囲にわたって担当している現状がある。

⇒児童から成人まで幅広く対応できる相談員を育成するため、専門性を高める研修が必要となる。

⇒事業所の職員体制強化やそれに伴う加算の取得等について検討する必要がある。

図表 2-42 相談支援事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
特定相談	367	465	542	520	537
障害児相談支援	535	557	594	749	755
計	902	1,022	1,136	1,269	1,292

## (2) 障がいヘルプ事業

### 【概要】

障害者総合支援法によるサービスとして、障がい児者に対して、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の4事業を実施している。恵那、恵南（岩村に拠点を置き、山岡・明智・上矢作をサテライト）の2事業所で、介護保険事業と一体的に行っている。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

各種研修への参加、伝達研修等を通してサービスの質の向上やヘルパーの意識向上に努めてきている。専門性を高める研修については、今後参加をしていく予定。

自主サービスについては、対応できる人員の不足もあり積極的に勧めることが難しい状況である。障がい福祉サービス利用者の中には、金銭的に余裕がない人も多いため、自主サービスを利用するケースは少ない。

多様な障がい特性に合わせた専門的な支援や長時間の支援を求められることがあるため、一部の職員のみで対応するケースがある。

⇒行動障害や重度心身障害のある方への対応等、高度な知識と専門性が求められる。また体力的な理由で支援できる介護員も限定される。若い世代の訪問介護員の確保と専門性の高い人材育成が必要である。

図表 2-43 障がいヘルプ事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
恵 那	2,771	2,759	3,918	3,795	3,938
恵 南	2,308	2,111	2,566	2,390	2,462
計	5,079	4,870	6,484	6,185	6,400

## (3) 障がいデイサービス事業

### 【概要】

障がい者を対象としたデイサービス（基準該当生活介護）で、介護保険の通所介護と一体的に実施している。昼間における、入浴・食事等の介護、創作的な活動の機会、生活に関する相談、身体機能や生活能力向上の援助、利用の際の送迎等を実施している。事業所を岩村・明智に設置し、2事業所体制で実施。なお、これら通所介護事業所は、市から指定管理を受けている施設で実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

職員間だけでなく、相談支援専門員等との情報共有を行い、利用者の特性把握に努めた。コロナ禍においては、柔軟な受け入れを行い、満足度につなげる事ができた。また、ICTを導入し、

安全に利用できるよう取り組んだ。

障がいデイサービスは岩村・明智で実施している。近隣には他に事業所がないため、町外からも利用希望がある場合は受け入れる努力をしているが、送迎が困難な場合には、通所介護の提供時間と異なる時間での対応とせざるを得ないケースがある。

⇒地域住民のニーズに対応できる運営方法を検討する必要がある。

⇒利用者の障がい特性の理解を深め、安心して利用できる環境を整える必要がある。

図表 2-44 障がいデイサービス事業利用件数 (件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
岩 村	227	378	211	1	0
明 智	41	158	119	183	221
計	268	536	330	184	221

#### (4) こども発達センター事業

##### 【概 要】

平成 24 度より児童福祉法の改正に伴い、未就学児対象の児童発達支援事業と、就学児対象(小学 3 年生まで)の放課後等デイサービス事業の多機能型事業所として事業を実施している。なお、こども発達センター「にじの家」、「おひさま」共に市の指定管理を受けて管理運営を行っている。

##### 【第四次計画推進における現状と課題】

保育所等訪問支援事業が新規事業として徐々に形になり、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者、訪問支援員がこども園と連携しながら、利用者の生活の基盤であるこども園での支援のあり方について検討を行った。

オンライン研修が定着し、日々の業務の中で計画的に職員が研修を受け、知識の習得やスキルアップにつながるよう努力を重ねている。報告研修を実施することで他の職員へ伝達することが可能となり、幅広い分野について学ぶ機会が増えた。

作業療法士、言語聴覚士等による専門療育支援が充実し、利用者にあった適切な支援が行われると共に、職員への支援に対する助言を受けることができています。

月 1 度の所内会議では、行事等を含め日々の業務についての検討が中心で、ケース検討まで行う余裕がない状況である。

⇒保育所等訪問支援の果たす役割についてこども園側と共通認識を持つことに難しさがある。改めて周知して行くと共に、旧恵南地区でも事業展開できるよう準備を進めていく必要がある。支援した園では少しずつ理解が深まっているが、未実施園ではまだ周知されていない部分が多いため、周知方法の検討が必要である。

⇒恵那市内(特に恵南地区)の出生数が減少し、少子化が進んでいる現状の中、おひさまの利用登録者数が緩やかに減少傾向である。これを受け、利用定員の変更を検討する必要がある。

⇒所内会議にて、ケース検討を実施し、職員の資質向上を目指すと共に支援の有効性を高める必要がある。

図表 2-45 こども発達センター事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
にじの家 (児童発達)	3,410	3,350	3,550	4,011	3,532
〃 (放課後等デイ)	579	749	528	607	495
おひさま (児童発達)	2,392	1,918	2,294	2,852	1,836
〃 (放課後等デイ)	551	644	606	635	632
計	6,932	6,661	6,978	8,105	6,495

## (5) 就労継続支援 B 型事業

### 【概要】

障がい福祉サービス事業所明智ひとつばたごは、就労継続支援 B 型として、障がい者の就労の機会や生産活動の場を提供。一般就労への移行に向けた取り組み等を目的として必要な支援を行っている。また、この事業は、市の指定管理を受け、事業を実施している。

### 【第四次計画推進における現状と課題】

就労継続支援 A 型事業所や一般就労を希望される利用者は数名いるものの、能力的に事業所移行が難しい現状がある。そのため、移行に限らず、個々の能力や可能性を引き出すような支援を行っている。

利用者数が減少傾向にある。移動手段が限られるため、新たな利用者獲得が難しい状況である。また、職員の 75% が 60 歳以上のため、体力の必要な作業、細かな作業を行うことが難しくなっている。

工賃向上に向けては障がいプロジェクト会議にて継続的に検討しているが、具体的な対策につながっていない現状である。

⇒個々の能力にあった作業を検討し行っているものの実力が伴っていないため、利用者の特性にあった作業の開拓と、ステップアップできる事業所の開拓が必要である。

⇒送迎範囲の拡大等移動手段を検討することで、新たな利用者獲得につなげていく必要がある。

⇒若年層の職員配置を検討する必要がある。また、多様化する障がい特性を理解して支援できるよう、職員の資質向上が必要である。

⇒工賃向上に向けて、引き続き情報収集を行い、検討していく必要がある。

図表 2-46 就労継続支援 B 型事業利用件数

(件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
就労継続支援 B 型	4,063	4,300	4,213	4,373	4,121



## 第 3 章 経営目標及び計画の体系

---



## I 第五次経営目標(令和5～7年度)

経営目標とは、第1章で確認した本会の基本理念と経営理念の実現をめざして、計画期間内において本会がめざすべき到達目標であり、発展・強化計画の大枠の方向性を示すものです。

本会の内外を取り巻く経営環境は刻々と変化し、それらに起因する経営課題も多岐にわたり、その全体像がみえにくくなっています。そのため、これら個々の経営課題について、特に重点的に解決を図る必要があるもの、あるいは複数の経営課題を貫く共通の課題の解決に向け、ここで経営目標として設定することとします。

### 第五次経営目標(令和5～7年度)

#### 経営目標 1 協議会としての役割の再認識

～経営の透明性、中立性、公正さを確保し、連携・協働の場としての役割を発揮する～

公共性が高い団体として、理事会・評議員会等の手引きの更新や研修等により、その権限、選任等について理解を促進することで内部管理体制を強化します。また、本会の理念や役割等を周知し、研修内容の工夫や適切な意見聴取の機会の設定により、本会事業のあり方について幅広く検討できる体制づくりをします。さらに、連携・協働の場としての役割を発揮し、地域住民、行政、専門機関、福祉関係団体等の参加と協働により、総合的に地域福祉を推進し、市全体の福祉の向上に向け公益的な取り組みを行います。

#### 経営目標 2 持続可能な経営

～人事・財務・資産の基盤を強化し、責任ある自律した組織経営を目指す～

地域福祉事業の財源を確保するために、市民に会費・寄附金の活用方法を理解していただけるような働きかけを行い、また受付方法についても見直しを行います。

財務基盤の安定強化のために、法人全体及び事業ごとの経営状況を分析し、適正な収益確保のために制度改正、報酬改定等に対応した効率的な事業経営を行います。補助金・受託金については事業成果の報告等工夫を行いながら行政と協議し、必要経費について理解を得られるように努めます。

年齢構成を考慮しながら、事業継続のための良質な人材確保に向け、様々な採用手段を講じ、適切な採用ツールを用意します。また職員がいきいきとやりがいをもって働き続けられる職場環境を整備し、その定着を促進します。

### 経営目標 ③ 「人財」の育成

～地域から支持され、地域を支援する、福祉の専門職を育成する～

基本理念、経営理念の実現のための「期待する職員像」を示しながら、研修の充実、キャリアパスの明確化、人事評価制度の効果的な運用等により、職員の専門的な知識や技術の向上に努め、リーダー層の育成を目指します。また、地域の状況を把握し福祉課題を地域全体の課題として考えられるように、多職種による内部連携を進めます。

さらに他法人、他団体との連携により、福祉人財の育成に向けた取り組みを地域へと広げます。

### 経営目標 ④ 地域福祉活動による「地域共生社会」の充実

～多様な主体の参加により、誰もが地域の中でその人らしい生活を送ることができる地域づくりを目指す～

地域福祉懇談会等により把握した地域生活課題を地域で解決できるように、社協支部を中心とした地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による小地域福祉活動が着実に推進されるよう支援します。特に地域で活動しているボランティア団体、学生、企業、社会福祉法人等連絡会等との新たな連携・協働の構築による創造的な取り組みを目指します。

～あらゆる地域生活課題に対応する総合的な相談・支援体制づくりを目指す～

地域に密着した相談支援体制・拠点の整備と、積極的なアウトリーチにより地域生活課題の把握に努めます。多様化、複合化した課題により支援を必要とする人に対して、行政、専門機関との連携のもと適切な支援へとつなぎ、相談者自身による課題解決を継続的に支援します。

### 経営目標 ⑤ 社会福祉協議会活動の一層の浸透

～市民にとって親しみのある「社協」を目指す～

SNS等のツール、多様な発信チャンネルを活用し、積極的な情報発信に努め、支援を必要とする人に本会の事業を知っていただくとともに、本会のブランド力を高めます。また、福祉学習や出前講座、地域の会議での説明等を積極的に行うことで、福祉の啓発や本会の事業の周知へとつなぎます。

### 経営目標 ⑥ 質の高い福祉サービスの追求

～根拠に基づいた創意工夫により、地域と利用者に信頼されるサービス提供を目指す～

接遇向上の取り組みやICTを活用した業務の効率化と充実等、サービスの質の向上のための手法の積極的導入、検証、定着により、良質かつ適切なサービスを提供します。また利用者ニーズに基づいたサービス改善、地域福祉に資する事業経営を目指します。

## Ⅱ 発展・強化計画の体系

---

「第五次経営目標（令和5～7年度）」の実現、さらにはその先にある本会の基本理念及び経営理念の実現に向けて、計画期間に取り組む内容を体系化し、その一覧を示します。

### Ⅰ 総務部門（法人運営・財務運営・公益事業）

---

- 1-1 会員の拡充
  - 1-1-1 一般会員の拡充
  - 1-1-2 特別会員の拡充
- 1-2 組織の活性化
  - 1-2-1 理事会・評議員会の運営
  - 1-2-2 外部組織との連携
  - 1-2-3 SDGs への取り組み
- 1-3 経営管理（マネジメント）
  - 1-3-1 法令遵守
  - 1-3-2 持続可能な経営
  - 1-3-3 苦情解決に向けた体制強化
- 1-4 組織体制
  - 1-4-1 組織体制の見直し
  - 1-4-2 人事管理
- 1-5 財源及び事業運営
  - 1-5-1 会費の確保
  - 1-5-2 寄附が行いやすい仕組みづくり
  - 1-5-3 補助金の確保
  - 1-5-4 在宅福祉事業収入の確保
  - 1-5-5 受託金の確保
  - 1-5-6 積立金
- 1-6 公益事業
  - 1-6-1 福祉センター事業

### Ⅱ 事業部門（介護保険・障がい福祉サービス・子育て支援事業）

---

- 2-1 事業部門
- 2-2 介護保険事業
  - 2-2-1 居宅介護支援事業
  - 2-2-2 訪問介護事業
  - 2-2-3 デイサービス事業
  - 2-2-4 いきいき教室事業
  - 2-2-5 福祉用具貸与・販売事業

- 2-3 障がい福祉サービス事業
  - 2-3-1 相談支援事業
  - 2-3-2 障がいヘルプ事業
  - 2-3-3 障がいデイサービス事業
  - 2-3-4 こども発達センター事業
  - 2-3-5 就労継続支援 B 型事業
- 2-4 子育て支援事業
  - 2-4-1 児童センター事業

### Ⅲ 地域福祉活動事業部門

---

- 3-1 小地域活動事業
- 3-2 広報活動事業
- 3-3 ふれあいいきいきサロン事業とふれあい食事サービス事業
- 3-4 ボランティアセンター事業
- 3-5 生活福祉資金貸付事業
- 3-6 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
- 3-7 共同募金事業
- 3-8 福祉有償運送事業・重度身体障がい者移送支援事業

### Ⅳ 総合相談事業部門

---

- 4-1 重層的支援体制整備事業
- 4-2 生活困窮者自立支援事業
- 4-3 被保護者就労支援事業
- 4-4 障がい者相談支援事業
- 4-5 地域生活支援拠点運営事業（ぷらっと）

### Ⅴ 財務計画

---

- 5-1 財務計画の考え方
- 5-2 財務計画表

### Ⅵ 計画の推進体制及び評価

---

- 6-1 地域福祉活動計画と一体的な推進体制の確立
- 6-2 計画の進行管理及び評価、見直し

## 第4章 発展・強化計画

---



# I 総務部門

## 1-1 会員の拡充

### 目 標

社協事業の理解促進を図り会員の増加を目指す

### 実施プラン

社協が実施する事業について、その財源の一部が会費であることの理解を深めていただくために、地域自治区会長会議等の場に出向き、会員の拡充と複数口納入へのさらなる理解に努めます。また、企業等に対して、福祉への関心を高めていただき、地域福祉活動事業等に協力や参加ができるように広報していきます。

### 経営目標番号

2, 5

### 1-1-1 一般会員の拡充

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①会員の加入促進	社協事業の理解促進に資する資料を作成し、地域自治区会長会議等で社協事業の説明を行い、会員への加入促進のお願いをします。	・会員世帯数 (R4年度対比)	100%	100%	100%
②会費の理解	自治会未加入者に対して、一般会費の用途や効果の周知方法を検討し、納入へ向けたアプローチをしていきます。	・アプローチした件数	5件	10件	15件

※数値目標または取組事項を記載

### 1-1-2 特別会員の拡充

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①会員数の確保	前年度納入事業所及び未納入事業所へ役職員が訪問し、用途等を説明することで会員の確保を図ります。	・訪問件数	370件	380件	390件
②納入金額の確保	企業・団体向けの出前講座を実施し、社協事業の理解促進を図ります。また、納入事業所のPR機会としてホームページ等SNSを活用することで、継続的な加入をお願いします。	・納入金額 (R4年度対比)	101%	102%	103%

※数値目標または取組事項を記載

## 1-2 組織の活性化

目 標
公正な組織体制の強化及び外部組織との連携

実施プラン	経営目標番号
理事及び評議員の研修会や事業所の視察を行い、各事業の現状を含め知っていただく機会を確保することで、本会事業のあり方について情報共有を行います。また、外部組織との連携を深め公益的な取り組みの推進を行います。	1, 2, 4

### 1-2-1 理事会・評議員会の運営

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①意見聴取	役員会等による意見聴取の場の確保を行い、組織活性化の促進を図ります。	・意見聴取の回数	1回	2回	2回
②研修会の開催	理事及び評議員の手引きについて見直し、検討を行います。また、各事業所の視察及び研修会を開催していきます。	・研修会の回数	1回	2回	2回

※数値目標または取組事項を記載

### 1-2-2 外部組織との連携

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①連絡会組織の強化	社会福祉法人等連絡会の事務局として、組織の活動や連携強化のため会議の開催を行います。	・連絡会等の開催回数	2回	3回	4回

※数値目標または取組事項を記載

### 1-2-3 SDGs への取り組み

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
① SDGs	恵那市 SDGs 推進協議会に参加し、本会としてSDGsの17の共通目標に対し取り組めることを検証します。	・SDGsに関する取り組み目標数	7目標	10目標	12目標

※数値目標または取組事項を記載

## 1-3 経営管理（マネジメント）

目 標
透明性の高い経営管理と質の向上を目指す

実施プラン	経営目標番号
経営状況の把握と経営改善を行うために、経営戦略会議等にて法人全体の事業についてPDCA サイクルに取り組み、持続可能な経営が行えるようにしていきます。また、接遇等に関する研修会を行い、サービスの質の向上に努めていきます。	1, 2, 3, 6

## 1-3-1 法令遵守

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①法令遵守	経営管理の透明性の確保のため、必要に応じて社会保険労務士や税理士等の専門家と顧問契約を行い、コンプライアンスの徹底に取り組みます。	・法令遵守の定期的な周知の機会の確保	2回	3回	4回

※数値目標または取組事項を記載

## 1-3-2 持続可能な経営

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①PDCA サイクル	経営戦略会議等において、課題等に対する優先事項に合わせPDCA サイクルを基本とした確認を行います。	・経営戦略会議等の開催	6回	6回	6回
②経営に関する会議	持続可能な経営が検討できるように、経営分析に特化した会議を実施していきます。	・経営に特化した会議の実施	2回	3回	4回
③事業継続計画 (BCP)	災害や感染症の流行等の緊急事態発生時に備え、平時よりBCPの見直し・検証を行います。	・BCPの見直し ・検証を行ったか	1回	1回	2回

※数値目標または取組事項を記載

1-3-3 苦情解決に向けた体制強化

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①接遇	全職員を対象とした接遇に関する研修会を開催し、サービスの質の向上を図っていきます。	・接遇に関する研修会の開催	2回	2回	2回
②初期対応	苦情等における初期対応についての研修会の開催及び苦情等受付時のフローチャートの作成を行い、苦情解決に向けた体制強化を行っていきます。	・第三者委員への報告要望件数	2件	1件	0件
③専門機関との連携	苦情等について適正な対応や判断が行えるように専門機関との連携を行っていきます。	・専門機関との連携回数	2回	2回	3回

※数値目標または取組事項を記載

## 1-4 組織体制

## 目 標

組織体制の合理化や業務効率化による持続可能な組織体制の構築

## 実施プラン

組織体制の合理化や業務の効率化を図り、持続可能な組織体制の構築に向けた取り組みを行っていきます。今後もオンライン会議やICTの活用により、労働環境の改善を図ります。また、人事考課制度等を活用した人材育成に取り組んでいきます。

## 経営目標番号

1, 2, 3, 6

## 1-4-1 組織体制の見直し

項 目	内 容	評価 指標	基 準		
			R5	R6	R7
①事業所 体制	採算や新規事業への取り組み等を検討し、合理的な体制構築を目指していきます。	・経営戦略会議等での検証、見直し	2回	3回	4回
②業務改 善・ICT 化	各課の担う業務を検証し、ICT化や業務の見直しを行い、効率的な事業運営により労働環境の改善を行っていきます。	・ICT化等の業務改善による時間外勤務の減少 (R4年度対比)	98%	97%	95%

※数値目標または取組事項を記載

1-4-2 人事管理

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人事考課	人事考課制度の適正な運用や精度向上のために、評価者訓練に基づいたフィードバック面接の充実を図り、評価結果の分析を行います。	・面接の回数	2回	4回	4回
②人材確保	本会のホームページ等における職員採用ページの充実を図ります。	・35歳未満の入職者数	3名	1名	1名
③人材育成(キャリアパス)	キャリアパスの整備を行い、職員の計画的な人材育成に向けた取り組みを行います。	・キャリアパスの整備	検討	整備	検証・見直し
④人材定着	入職後の職員研修及びフォローアップ研修の開催により、本会事業の内容について理解を深め、人材の定着を図ります。	・研修会の開催	4回	6回	6回
⑤資格取得	福祉や医療等に関する国家資格保有率向上を目指します。また、資格取得支援制度の見直し等に取り組んでいきます。	・複数の福祉・医療に関する国家資格等取得者増加数	1人	1人	1人

※数値目標または取組事項を記載

## 1-5 財源及び事業運営

目 標
継続的な事業運営のため財務基盤の安定強化を図る

実施プラン	経営目標番号
継続的な事業運営及び安定的な財源の確保を行えるようにしていきます。また、新たな事業等についても検討していきます。	2, 5

## 1-5-1 会費の確保

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①会費の確保	一般会費の納入方法について調査・研究を行い、振込納入に向けて検討します。	・調査・研究を行えたか	調査	検討	実施

※数値目標または取組事項を記載

## 1-5-2 寄附が行いやすい仕組みづくり

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①寄附の受付	寄附金・寄贈品の受付の拡充に関して調査・研究を行い、寄附の枠組みを検討していきます。また、寄附文化の醸成を図ります。	・寄附金の金額 (R4年度対比)	103%	104%	105%

※数値目標または取組事項を記載

## 1-5-3 補助金の確保

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①補助金の確保	県や市からの補助事業について、事業の評価や行政との協議により、補助金の確保を行っていきます。	・補助金額 (R4年度対比)	103%	104%	105%

※数値目標または取組事項を記載

### 1-5-4 在宅福祉事業収入の確保

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①収入の確保	介護保険、障がい福祉サービスの報酬改定等を見据え、安定的な収入の確保を行っていきます。	・収入の増減 (R4年度事業収入額対比)	105%	106%	107%

※数値目標または取組事項を記載

### 1-5-5 受託金の確保

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①指定管理事業	指定管理施設について、基本契約以外の最低賃金の上昇や物価高騰等をふまえた必要経費について、行政との調整を行っていきます。	・行政との調整回数	4回	4回	6回
②受託事業	重層的支援体制整備事業の本格実施や、その他の事業について更なる協議を行っていきます。	・受託金額 (R4年度受託金額対比)	110%	110%以上	110%以上

※数値目標または取組事項を記載

### 1-5-6 積立金

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①資金運用	事業継続に向けた資金確保のため、積立金の資金運用について、安全かつ有利な方法を検討し、適正な運用を行います。	・運用方法の検討を行ったか	調査	検討	実施

※数値目標または取組事項を記載

## 1-6 公益事業

目 標
公益の利用を目的とした福祉センターの維持と活用の推進

実施プラン	経営目標番号
福祉センターの維持と活用の推進を行うため、市民の方々へ福祉センターの利用方法について分かりやすく周知を行い利用の促進を図ります。	1, 4

## 1-6-1 福祉センター事業

項 目	内 容	評価 指標	基 準		
			R5	R6	R7
①利用の 促進	市民の方へ福祉センターの利用方法について分かりやすく周知を行い利用の促進を図ります。	・利用人数 (R4年度対比)	101%	102%	103%
②機能・ 環境の 充実	市民の方へアンケート調査等を行い、要望に応えられるように福祉センター連絡会で検討し、利用しやすい環境整備を行います。	・福祉センター 連絡会の開催	3回	3回	3回
③福祉避 難所	市の要請による福祉避難所の開設に備え意識づけや備品の整備を行っていきます。	・訓練及び検討 機会の確保	調査	検討	実施

※数値目標または取組事項を記載

## Ⅱ 事業部門(介護保険・障がい福祉サービス・子育て支援事業)

### 2-1 事業部門

目 標
利用者に寄り添い、地域に根差した在宅福祉サービスの強化

実施プラン	経営目標番号
<p>地域福祉の視点から福祉サービスを展開するものとして利用者と地域をつなぎ、常に利用者から信頼される質の高いサービスの提供により、安定した事業運営に努めます。人手不足の解決策として、ICTの導入による業務の効率化や接遇力強化等人財育成に取り組み、生産性の向上を図ります。制度改正・報酬改定への対応について部門全体で情報共有を行い、事業に反映させます。</p> <p>多くの地域資源との連携により、地域に根差したサービスの提供を目指します。</p>	2, 4, 5

### 事業部門

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①安定した事業運営	事業全体の円滑な連絡調整と情報共有を行い、事業ごとの運営状況の把握や分析、改善への取り組みについて検討します。 制度改正・報酬改定について情報収集・共有を行い、スムーズに事業に反映できるよう取り組みます。	・事業運営検討回数	24回	24回	24回
②人材確保・育成、質の向上	専門性の向上や接遇力強化を図る等、職員の質の向上や働きやすい職場環境を整えるとともに、地域福祉活動等への積極的な参加により、地域に必要とされる事業所を目指します。	・研修の企画 ・出前講座の開催 ・地域活動への参加	4回 10回 3回	4回 12回 3回	4回 15回 3回
③職場改善に向けた取り組み	質の高いサービス提供を目指すため、ICTの活用等最新の情報を収集し、業務効率化やコスト削減、働き方の改善等へ向け、取り組みます。	・検討会議回数	2回	4回	4回

※数値目標または取組事項を記載

## 2-2 介護保険事業

## 目 標

健全な事業運営と質の高い介護サービスの提供

## 実施プラン

少子高齢化が進む中、介護が必要な人やその家族に対し手厚い支援が行えるよう、事業内容の見直しや調整、サービスの質の向上等に取り組みます。また、制度改正・報酬改定について情報収集・共有を行い、スムーズに事業に反映できるよう取り組みます。

それぞれが事業の経営状況を把握し、改善に向けて取り組むとともに、必要な人材の確保・育成を行っていきます。また、地域課題や個別課題を分析し、ニーズに対し柔軟に対応できる事業所運営を行っていきます。

## 経営目標番号

2, 4, 5

## 2-2-1 居宅介護支援事業

項 目	内 容	評価 指標	基 準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	多様化する相談や問題に対し、コミュニケーション力やメンタル力の強化等を図り、適切な対応ができるよう研修を行う等、適切なケアマネジメントへの取り組みにより専門性と資質向上を目指します。	・研修参加回数 (ケアマネ1人当たり)	10回	11回	12回
②利用者の確保・拡充	出前講座や介護相談等を行うことで、地域住民の介護保険制度への理解を深めると共に、事業所のPR活動を行います。	・出前講座回数	20件	21件	22件
③経営改善	ICTやAIの活用、5S等環境整備を行い、業務の効率化を図り、利用者の現状に合わせた適正な人員配置の検討を行う事で収益の向上を目指します。	・介護保険事業収益 (R4年度対比)	101%	102%	103%

※数値目標または取組事項を記載

### 2-2-2 訪問介護事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	訪問介護の魅力ややりがいの発信、多様な働き方の提案等、ホームページや SNS を活用した PR を行い、若い世代の訪問介護員の確保に努めます。	・ ホームページと SNS への掲載回数	月1回	月2回	月3回
	専門性を高めるための研修を充実させ、事業所全体のサービスの質の向上を目指します。	・ 研修回数	2回	3回	4回
②利用者の確保・拡充	事業所の特色、訪問介護員の持ち味等を介護支援専門員等へ発信し、新規利用者の確保を図ります。	・ 空き状況等情報提供回数	12回	12回	12回
③経営改善	サービス提供責任者と従業者の連携強化のツールとして携帯電話端末、アプリの導入により、特定事業所加算Ⅱの取得、取得後の検証を行い、収益の向上を図ります。	・ 介護保険事業収益 (R4年度対比)	110%	111%	112%

※数値目標または取組事項を記載

### 2-2-3 デイサービス事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	全職員を対象とした研修を行い、職員の意識向上、サービスの質の向上、対応力強化を図ります。 また、定例ミーティングを通して職員同士の情報共有と連携を深められるよう努めます。	・ 研修回数	3回	3回	3回
		・ ミーティング回数	12回	12回	12回
②利用者の確保・拡充	事業所の特色や空き状況等の情報を地域住民や介護支援専門員等へ発信し、新規利用者の確保を図ります。	・ 発信回数 ・ 稼働率	月2回 70%	月3回 73%	月4回 75%
③経営改善	効率的な ICT の活用、新たな加算の取得、省エネ対策、利用者の現状や制度改正等に応じた適正な人員配置等の分析・検討を行うことで収益の向上を目指します。	・ 介護保険事業収益 (R4年度対比)	102%	105%	108%

※数値目標または取組事項を記載

## 2-2-4 いきいき教室事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	利用者の状況に合わせたサービスが行えるよう介護予防に関する研修の実施・参加を積極的に行います。	・研修回数	1回	1回	1回
②利用者の確保・拡充	見学や体験の機会が気軽にできる体制づくりと各関係機関や地域との定期的な連携・情報共有を行い、積極的にPRすることで稼働率の向上に努めます。	・情報発信 ・稼働率	2回 66%	3回 68%	4回 70%
③経営改善	介護予防としての事業の役割を明確化し、目的に合った取り組みができるようニーズ・地域特性等の把握と分析を行い、稼働率及び、収益の向上を目指します。	・介護保険事業収益 (R4年度対比)	102%	104%	106%

※数値目標または取組事項を記載

## 2-2-5 福祉用具貸与・販売事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	利用者のニーズに合わせたサービスが提案できるよう、研修等に参加し職員の知識や専門性の向上に努めます。	・研修回数	2回	2回	2回
②利用者の確保・拡充	選ばれる事業所となるよう居宅介護支援事業所等へのPR活動を充実させます。	・PR活動件数	12件	12件	12件
③経営改善	事業所の運営状況をしっかりと把握・情報共有し、事業継続していくことが可能かどうかについて分析・検討を行います。	・検討会議 ・介護保険事業収益 (R4年度対比)	検討 95%	— 95%	— 95%

※数値目標または取組事項を記載

## 2-3 障がい福祉サービス事業

目 標
ライフステージに合わせた継続的な障がい福祉サービスの提供

実施プラン	経営目標番号
<p>幅広い年齢や多様なケースに対応し、障がい児・者が地域社会で安心して生活できるよう支援体制を構築します。プロジェクト会議等で各事業所の取り組みや課題について検討し、安定した事業運営や内容改善に取り組みます。地域福祉課や地域における様々な機関との連携により、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。制度改正・報酬改定について情報収集・共有を行い、スムーズに事業に反映できるよう取り組みます。</p>	2, 4, 5

### 2-3-1 相談支援事業

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	専門性を高めるための研修やケース検討会への参加、事業所内での研修を行なうことで、幅広い年齢、多様なケースに対応できる相談支援専門員の資質向上に努めます。	・研修参加回数 ・所内研修回数	4回 6回	4回 8回	4回 10回
	様々な分野の関係機関と連携を深め、地域資源等を活用した支援の組み立てができるよう努めます。	・連携会議回数	3回	3回	4回
②利用者の確保・拡充	多様なニーズに対応できる体制づくりについて行政等と連携し検討します。	・検討会議回数	1回	2回	3回
③経営改善	体制強化のために主任相談支援専門員の配置を行うことで、事業所の質を向上させ、加算取得により収益の向上を図ります。	・障害福祉サービス等事業収益 (R4年度対比)	100%	100%	120%

※数値目標または取組事項を記載

## 2-3-2 障がいヘルプ事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	訪問介護の魅力ややりがいの発信、多様な働き方の提案等ホームページやSNSを活用してPRを行い、若い世代の訪問介護員の確保に努めます。	・ホームページとSNSへの掲載回数	1回	2回	3回
	高い専門性や知識の習得のために、研修の参加や必要資格取得の支援を行い、職員のスキルアップを図るとともに、サービスの質の向上を目指します。	・研修回数	12回	12回	12回
②利用者の確保・拡充	事業所の特色、訪問介護員の持ち味等について、必要に応じて相談支援専門員等との情報交換を行い、利用者に合わせたサービスの提供を行います。	・相談支援専門員等への情報提供回数	12回	12回	12回
③経営改善	サービス提供責任者と従業者の連携強化のツールとして携帯電話端末、アプリの導入により、特定事業所加算Ⅱの取得、取得後の検証を行い、収益の向上を図ります。	・障害福祉サービス等事業収益 (R4年度対比)	110%	111%	112%

※数値目標または取組事項を記載

## 2-3-3 障がいデイサービス事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	研修の機会を確保し、障がい特性の理解を深めることで、個々に合ったより良い支援が行えるよう努めます。	・研修回数	1回	1回	1回
②利用者の確保・拡充	地域へのPR活動の強化や相談支援専門員等へ働きかけを行います。送迎時間や送迎方法、提供時間等個々のニーズに対して柔軟に対応できる運営を分析・検討します。	・検討会議回数	2回	2回	2回
③経営改善	基準該当事業として、介護保険事業とのバランスを図りながら利用者増加につなげます。	・障害福祉サービス等事業収益 (R4年度対比)	100%	100%	120%

※数値目標または取組事項を記載

2-3-4 こども発達センター事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	定期的な勉強会やケース検討会を行い、知識の習得や支援技術の向上等専門性を高め、職員のスキルアップを図ります。 また、利用者にあったサービスを提供するために、児童発達支援管理責任者の専門性を高め、適切な療育支援に努めます。	・研修回数 ・勉強会の回数	6回 12回	6回 12回	6回 12回
②利用者の確保・拡充	少子化の進行を踏まえ、関係機関と連携して利用者の確保に努めます。	・稼働率	78%	79%	80%
③経営改善	適切な利用定員での運営について検証していきます。 保育所等訪問支援事業の充実、送迎加算等の取得について検討します。 システムを有効活用し事務効率化に向けた検討を行います。	・障害福祉サービス等事業収益 (R4年度対比)	108%	109%	110%
③地域連携	施設の一般開放を再開し、社会資源の拡充と地域貢献を目指します。	・開催日数	月2回	月2回	月2回

※数値目標または取組事項を記載

2-3-5 就労継続支援 B 型事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	利用者の特性を考慮した支援、能力に合わせた作業の提案等、個々のニーズに合わせたサービス提供ができるよう、所内研修を充実させ、サービスの質の向上を図ります。	・研修回数	2回	2回	3回
②利用者の確保・拡充	事業所の特色や活動内容等を各関係機関や地域住民等へ PR し、利用者の拡充に努めます。 個々の状況に合わせた柔軟な利用方法・工賃支払いや送迎のしくみ等を検証します。	・稼働率	80%	81%	82%
③経営改善	工賃向上について検討し、利用者の確保につなげるにより、収益の向上を目指します。	・障害福祉サービス等事業収益 (R4年度対比)	102%	104%	106%

※数値目標または取組事項を記載

## 2-4 子育て支援事業

## 目 標

地域における子どもの健全育成と子育て支援の充実

## 実施プラン

恵那市の指定管理を受け、子育て支援の拠点として事業を実施しています。施設の老朽化や職員の確保等、多くの課題を抱える中、行政等とも協議しながら、地域の子育て拠点として機能し、より多くの人に安心して利用していただける取り組みを考えていきます。

## 経営目標番号

2, 3, 5

## 2-4-1 児童センター事業

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①人材育成・サービス向上	県児連や本会が開催する研修に加え、全ての職員が学び、業務に活かせるよう研修の充実に取り組みます。	・研修参加回数	1回	2回	3回
②利用者の確保・拡充	子育て世代に分かりやすい方法で、PRや情報発信等を行い、認知度を高めることで利用者増につなげていきます。	・情報発信回数	15回	20回	25回
③経営改善	施設の老朽化等に対応した環境改善や人員体制、物価高騰対策等について、行政とも協議を行いながら改善へ向けて取り組みます。	・指定管理料 (R4年度対比)	100%以上	100%以上	100%以上
④地域連携	地域住民との関わりや多世代交流の機会を確保する等、地域の拠点としての機能を活かせるよう取り組みます。	・イベント回数	1回	2回	3回

※数値目標または取組事項を記載

## Ⅲ 地域福祉活動事業部門

### 3-1 小地域活動事業

目 標
住み慣れた地域で、安心して心穏やかに暮らせる福祉のまちづくりを推進

実施プラン	経営目標番号
<p>豊かな地域性をつくるために、住民同士の交流を図ることで人と人とのつながりを深めていく取り組みを促進します。また、地域住民が専門機関や関係者・関係団体と連携しながら、地域で地域課題を解決していけるように、見守り活動や支えあい活動等を通じて孤立防止や多様な活躍の機会を生み出す小地域福祉活動を推進していきます。</p>	3, 4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①社協支部への支援体制強化	支部事務局担当者による支部事業の企画、立案に対する積極的な支援や関わりを行います。	・支部と共同で事業を実施した回数	月1回以上	月1回以上	月1回以上
②生活支援コーナーによる生活支援活動の推進	民生児童委員・福祉委員（福祉協力委員）や関係機関と連携しながら、近隣住民に働きかけ、生活・福祉課題の解決に向けて一緒に考え、地域の支援ニーズとサービス提供者とのマッチングを目指します。	・事業内容の検討・実施	調査・検討	実施	実施

※数値目標または取組事項を記載

## 3-2 広報活動事業

目 標
目的に応じた効果的な広報活動の推進

実施プラン	経営目標番号
情報発信に努め、広報紙・HP・SNS、各情報ツールの目的に応じたそれぞれの有効性を考慮しながら取り組みを実施します。	4, 5

項 目	内 容	評価 指標	基 準		
			R5	R6	R7
①情報発信の充実	本会が取り組んでいる事業を市民や他機関等に向けて情報発信を行います。	・HP投稿件数 ・SNS投稿件数	365件 730件	400件 900件	430件 1000件
②情報提供の仕組みづくり	市民が理解しやすい情報となるよう情報発信の仕組みの検討を行います。また、本会が発信している情報が目的に応じて適切に届くよう新たなツールへの取り組みを行います。	・仕組みの検討、 新たなツール への取り組み	調査	検討	実施

※数値目標または取組事項を記載

### 3-3 ふれあいいいききサロン事業とふれあい食事サービス事業

目 標
住民相互の見守りと交流の輪を広げ、住民参加による地域活動を推進

実施プラン	経営目標番号
<p>社協のサロン事業では、小地域において介護予防や健康で長生きできる地域活動、また、住民相互の見守りや情報交換等の支援を行います。ふれあい食事サービス事業では全13地区の活動実施に向けた団体立ち上げ支援や地域における情報発信に努め、食を通じた地域住民参加による福祉活動の活性化を図ります。</p>	3, 4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①食事サービス事業の活性化	各団体の活動意欲の維持・向上を促し、地区を超えた横のつながりを深められる交流会を開催します。	・交流会の実施回数	2回	2回	2回
②事業継続に向けた支援	サロンへ訪問し情報収集や相談等に迅速に対応します。また、食事サービス事業の後継者や担い手不足の問題について、社協支部と協議し支援します。	・サロン団体及び食事サービス団体への訪問	50団体	60団体	70団体

※数値目標または取組事項を記載

## 3-4 ボランティアセンター事業

## 目 標

多様な活動の創出・支援ができるボランティアセンター

## 実施プラン

ボランティアセンターの機能充実を図るには、市内ボランティア団体の把握はもとより、団体との連携・協働により様々なボランティア活動に対して支援を行い活動の継続性を図ります。またパンフレットを活用し、ボランティア活動者と地域住民・学生・活動希望者をつなぎ、機会の創出・支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

## 経営目標番号

1, 4, 5

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①活動者へのフォロー	ボランティアに対する相談・登録・マッチング、ボランティア団体との連携や調整を行います。	・相談件数	80件	90件	100件
②学生ボランティア活動の推進	市内小・中・高の児童生徒に対して地域との協働による、地域に根差したボランティア活動の機会の創出を行います。	・学生ボランティア活動者数	300人	330人	360人
③福祉教育の推進	市内小中学校の取り組み・社協出前講座の取り組みが網羅できる福祉学習カリキュラムの作成を行います。また、カリキュラムを活用した福祉教育への取り組み推進を行います。	・出前講座回数	25回	27回	30回
④災害ボランティアセンター機能の強化	各種災害に対応できるよう、関係機関との連携・協働を図り機能を強化します。また、災害ボランティアセンター閉鎖後の地域支援について社協支部・サロン等の小地域活動実施団体と協働した訓練・講座・周知活動を行います。	・訓練、講座実施回数	2回	3回	4回

※数値目標または取組事項を記載

### 3-5 生活福祉資金貸付事業

目 標
関係機関と連携した事業体制の構築

実施プラン	経営目標番号
<p>令和2年度より開始した新型コロナ特例貸付の償還開始に伴い、多くの借受人からの相談対応が迫られることが予想される。また、長引くコロナ禍により国の償還免除対象になった方へのフォローアップ、本則の生活福祉資金への対応も増加することが考えられる。生活困窮者自立支援事業や行政関係機関・民生委員等との情報共有や連携を図り、相談者・借受人が安定した生活を送るための事業体制を構築します。</p>	4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①関係機関との連携	自立支援につながるよう、生活困窮者自立支援事業や行政関係機関・民生委員等との連携を図ります。	・相談、支援状況の定例報告	月1回	月1回	月1回
②借受人へのフォロー	借受人の償還状況から関係機関と連携したフォローアップを行い、自立の援助を行います。	・フォローアップ件数	100件	100件	100件

※数値目標または取組事項を記載

## 3-6 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

## 目 標

地域において自立した生活を送るための支援の実施

## 実施プラン

利用者が適切な福祉サービスを利用して、安心した地域での生活が送れるよう、本人の意思に基づき福祉サービスに関する情報提供や利用手続きの支援、日常的な金銭管理に関する支援や相談等を行います。また、利用者や新規相談者の中で成年後見制度を必要とされるケースが増加している状況を踏まえ、今後における法人後見の在り方について検討します。

## 経営目標番号

4, 6

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①システムの有効活用	システム運用により日常的な事務の効率化と適切な個人情報の管理・不正防止に努め、利用者の意思に基づいた支援と相談を行います。	・相談支援件数	月80件	月85件	月90件
②関係機関との連携・法人後見の検討	関係機関と報告・連絡・調整等を行い相談体制の連携強化を図る中で地域での成年後見制度の現状やニーズ把握に努め、法人後見の在り方について検討します。	・各関係機関・専門職との連携回数	月5回	月10回	月15回

※数値目標または取組事項を記載

### 3-7 共同募金事業

目 標
地域福祉の推進のため募金額の確保

実施プラン	経営目標番号
<p>恵那市の福祉のために共同募金が活用されていることの理解を深めて頂くため、地域自治区会長会議等の場に出向き、共同募金への更なる理解に努めます。地域福祉を推進していく事業を検討し募金額の確保に努めていきます。</p>	4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①募金の協力促進	共同募金の理解促進に資する資料を作成し、地域自治区会長会議、校長会等での説明、また SNS 等を活用した新たな啓発活動を行い、総額として前年度同額の募金確保を目指していきます。	・募金額 (R4年度対比)	100%	100%	100%
②配分事業の充実	現在共同募金を利用して行われている事業を見直し事業の充実を目指します。また新たな課題に対する事業を検討し実施していきます。	・事業追加もしくは見直し	1件	1件	1件
③募金確保に向けて	イベント協力時に共同募金の理解を深めて頂くとともにイベント募金のご協力をお願いしていきます。	・イベント参加回数	2回	3回	4回

※数値目標または取組事項を記載

## 3-8 福祉有償運送事業・重度身体障がい者移送支援事業

## 目 標

必要としている方のための安定した事業運営の継続

## 実施プラン

福祉有償や車輛貸出を必要としている方へ事業の理解を深めて頂くため、広報紙やホームページ等の媒体を使用して情報提供を行っていきます。また運転手の確保にも努めていきます。

## 経営目標番号

4

項 目	内 容	評価 指標	基 準		
			R5	R6	R7
①情報提供	福祉有償、車輛貸出の事業について、市民に対して適切な情報提供を行い、必要としている方が利用できるよう努めていきます。	・利用回数 (R4年度対比)	100%	100%	100%
②運転者の確保	運転者を確保し事業の継続に努めていきます。市民の方々に運転者講習の情報提供を行い、講習受講時の受講料補助、交通費補助等の検討を進めていきます。	・新規運転登録者数	2名	2名	2名
③運転者研修	福祉有償の運転登録者に対して車輛操作等の研修を実施し、安心安全な事業運営に努めていきます。	・研修実施回数	2回	2回	2回

※数値目標または取組事項を記載

## Ⅳ 総合相談事業部門

### 4-1 重層的支援体制整備事業

目 標
人と人、人と地域がつながり合う地域共生社会の推進

実施プラン	経営目標番号
<p>市及び関係機関と連携し、重層的支援体制整備事業移行準備から適切に本事業に移行し、地域共生社会の実現に向け、多様化した課題解決に向けた取り組みの強化や、社協支部、地域にある団体と協力し、誰もが気軽に利用できる地域づくりを目指します。また、専門職を多く有する社協職員の強みを活かし、円滑な連携ができることで法人内における横の連携の強化を目指すとともに、重層的支援体制整備事業を進めていきます。</p>	3, 4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①福祉連携会議（支援会議）の実施	困難事例について、定期的に専門職による事例検討を通じ、多機関が協働し円滑な支援が行えるよう関係機関の役割分担を行い、複合事例は重層的支援会議につなぎます。	・実施回数	12回	12回	12回
②重層的支援会議の実施	福祉連携会議（支援会議）で複合事例と判断されたケースを重層的支援会議にて共有し、課題を解きほぐし、その内容を協議します。また、生活困窮者自立支援調整会議との連携性を持たせる会議体を目指します。	・実施回数	検討	12回	12回
③エリア会議の実施	福祉分野による専門職、福祉以外の分野と連携をすることで、既存の社会資源の維持、新しい社会資源の創設を検討します。	・実施回数	4回以上	4回以上	4回以上

※数値目標または取組事項を記載

## 4-2 生活困窮者自立支援事業

## 目 標

新型コロナウイルス感染症の影響による継続的な支援の提供

## 実施プラン

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が苦しい、仕事が見つからない等の課題があり生きづらい方がいます。生活困窮者自立支援事業では寄り添う支援を提供し、社会の中で取り残されないように継続的に支援をしていきます。認定就労訓練事業の登録はそういった方々に対する参加支援の一つとして今後取り組んでいきます。また市役所だけでなく、民間企業、民間団体とも連携し、制度にとらわれない支援設計を構築していきます。

## 経営目標番号

3, 4

項目	内容	評価指標	基準		
			R5	R6	R7
①フードバンク事業の実施	生活困窮者に対し、必要に応じて食糧支援を行います。事業として機能するように、定期的に関係機関との連携を図ります。	・関係機関との定期的な情報共有	月1回	月1回	月1回
②認定就労訓練事業の登録、実施	就労に困難を抱える生活困窮者を適切な配慮の下で受け入れ、自信や尊厳の回復を目標とした支援を提供します。	・認定就労訓練事業支援件数	登録1件	2件	3件
③特例貸付対象者へのフォロー	生活福祉資金担当、その他関係機関と連携し、特例生活福祉資金貸付者の返済状況を把握します。支援状況に応じて、自立相談支援事業や家計改善支援事業等を実施し対象者に寄り添った支援を行います。	・生活福祉資金貸付事業をはじめ、関係機関との定期的な情報共有	月1回	月1回	月1回

※数値目標または取組事項を記載

### 4-3 被保護者就労支援事業

目 標
生活保護受給者に対して、適切な就労支援の実施

実施プラン	経営目標番号
<p>生活保護受給者の中には、やむを得ず就労が滞ってしまった方や働きづらさを抱えている方がいます。同時に、保護脱却を目指して就労したいと目標を立てている方もいます。そういった方々に対して相談に対応し、ご本人の希望に寄り添いながら就労支援を行い、自立に向けて一緒に取り組んでいきます。</p>	3, 4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①被保護者就労支援	市社会福祉課と連携し、生活保護受給者に対して就労支援を行います。	・被保護者就労支援プラン作成件数	2件	2件	2件

※数値目標または取組事項を記載

## 4-4 障がい者相談支援事業

目 標
相談支援機関とのつながり、相談支援の強化

実施プラン	経営目標番号
<p>相談内容の複雑化、世帯支援が必要なケースが増えています。令和4年度に立ち上がった精神ケア部会を強化し、恵那市全体で地域課題をあげ精神障がい者をどう支えていくか検討します。市役所や特定相談支援事業所、東濃基幹相談支援センターと相談しながら会議を作り上げていくことで、相談員のスキルアップにつながるよう取り組みます。</p>	3, 4

項 目	内 容	評価指標	基 準		
			R5	R6	R7
①相談支援事業所との連携	相談支援事業所と情報共有や支援内容を検討するため定期的な連絡会を行います。連携をして相談者への継続的なフォローをします。	・定期的な連絡会実施回数	12回	12回	12回
②部会の取り組み検討	自立支援協議会精神ケア部会の開催・補助を行い、市内の精神障がい者支援の取り組みを検討します。	・精神障がい者支援の取り組み実施状況	調査	実施 評価	実施
③ケース検討会議の実施	困難事例は基幹相談支援センターや医療機関等に相談し、必要に応じてケース検討を行います。ケースを通して相談援助の経験を積み相談員のスキルアップに努めます。	・ケース検討会議実施状況	実施	実施 評価	実施

※数値目標または取組事項を記載

#### 4-5 地域生活支援拠点運営事業（ぷらっと）

目 標
主体的な社会参加の促進、居場所の整備検討

実施プラン	経営目標番号
ボランティアや行事を通じて、利用者が主体的に社会参加できるように努めます。常設の居場所について利用対象者の緩和等、近隣市の現状を把握しながら居場所づくりを検討します。	4

項 目	内 容	評価 指標	基 準		
			R5	R6	R7
①社会参加の促進	利用者が自らボランティアや行事に参加できるように一緒に考え、行事に取り組みます。	・ 行事回数	36回	48回	48回
②居場所整備の検討	重層的支援体制整備事業担当と連携し、地域課題を把握しながら誰もが集える居場所づくりの整備について検討します。	・ 居場所について調査、検討が行えたか	調査・ 検討	市との 協議	市との 協議

※数値目標または取組事項を記載

## V 財務計画

### 5-1 財務計画の考え方

社協の財源構造は、会費・寄附金・共同募金配分金等、地域住民や地域のさまざまな諸団体に支えられる民間財源を基盤としながら、地域福祉を推進し、行政と協働した公共性の高い事業に取り組むための、補助金や受託金等の公費財源によって構成されています。また、介護保険事業や障がい福祉サービス事業における介護報酬等が大きな財源のひとつでもあります。

民間財源や公費財源の比率が低下傾向にある中で、介護報酬をはじめとする事業の「事業収入」が主要な財源として位置づけられています。

そうした現状を踏まえながら、社協の財政をめぐる状況に留意して、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として事業運営を推し進めるための財務計画を設定いたします。

また、各種制度改正や指定管理期間等の見直しが生じた場合は、財務計画の見直しを行うものとしします。

なお、各部門の事業・活動を行う際に活用する財源の考え方（確保した財源配分の考え方）は、下表の通りです。

図表5-1 各部門の事業・活動を行う際に活用する財源の考え方（確保した財源配分の考え方）

部 門	事業の性格（事業の内容）	会費等	公 費	事業収入
総務部門	総合的な企画や各部門間の調整等、社協事業全体の管理業務	△	○	○
事業部門	介護保険事業、障がい福祉サービス事業及び行政からの委託事業	—	○	◎
地域福祉活動事業部門	地域福祉、ボランティア、市民活動事業及びサービスの利用支援等、地域性・公共性の高い事業	◎	○	△
総合相談事業部門	行政からの委託事業により、地域住民からの多様で複合的な相談に対応する事業	—	◎	—

※「会費等」は会費、寄附金、共同募金配分。「公費」は補助金、助成金、受託金。「事業収入」は介護保険事業収入、障がい福祉サービス等事業収入。

※「◎」は部門の事業に最も重要な財源、「○」は重要な財源、「△」は充当できる財源。

## 5-2 財務計画表（収支目標の目安）

### 【収入】

（単位：千円）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
会費収入	9,292	9,380	9,470	令和4年度実績一般会費維持・特別会費1%毎向上
寄附金収入	5,000	5,050	5,100	支部への寄附分含む
経常経費補助金収入	48,536	48,793	49,262	社会福祉協議会補助金等
受託金収入	121,997	122,829	122,829	指定管理料及び受託事業
事業収入	680	680	680	生きがい大学等行事参加費収入
介護保険事業収入	416,191	420,269	424,387	令和6年度制度改正
保育事業収入	18,313	18,313	18,313	児童センター指定管理料維持
就労支援事業収入	8,320	8,400	8,500	就労継続支援 B 型事業内、請負及び販売事業による
障害福祉サービス等事業収入	178,796	180,566	182,353	令和6年度制度改正
受取利息配当金収入	1,100	1,100	2,100	資産運用益（令和7年度資産運用増額）
その他の収入	1,981	1,980	1,980	各種審査会、委員会報酬等（退職に係る収入を除く）
長期貸付金回収収入	100	100	100	奨学貸付金回収
前期末支払資金残高	115,582	72,711	38,851	
合計	925,888	890,171	863,925	

### 【支出】

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
人件費支出	573,062	570,288	574,896	退職給付支出を除く
事業費支出	95,573	95,600	95,700	給食費、水道光熱費等利用者の処遇に係る費用
事務費支出	127,638	128,000	128,000	事務消耗品費、通信運搬費等事業の運営に係る費用
就労支援事業支出	8,080	8,400	8,500	就労継続支援 B 型事業販売、請負に係る費用
利用者負担軽減額	183	183	183	社会福祉法人利用者負担軽減制度
助成金支出	16,440	16,440	16,440	福祉団体、支部助成金等
負担金支出	4,525	4,525	4,525	市への拠出金（通所介護）
その他の支出	1,125	1,140	1,160	利用者等外給食費
固定資産取得支出	2,300	2,306	2,306	固定資産更新（車輛及びその他固定資産）
ファイナンス・リース債務の返済支出	738	738	738	デイサービス送迎車リース
積立資産支出	4,411	4,500	4,600	県共済退職金積立分
その他の活動による支出	19,102	19,200	19,300	全社協退職金積立分
当期末支払資金残高	72,711	38,851	7,577	
合計	925,888	890,171	863,925	

（※注）令和5年度当初予算をベースとして本計画に基づく評価指標の数値等により試算しています。また、退職等に係る収支や予備費等の支出に関しては財務計画に反映していないため、令和5年度については当初予算と数値が異なる科目があります。

## VI 計画の推進体制及び評価

### 6-1 地域福祉活動計画と一体的な推進体制の確立

#### 本会役職員での共有と推進体制の確立

本会の役職員が、本会の基本理念や経営理念を改めて確認し、地域福祉活動計画も含めて本計画を一丸となって推進していけるよう、全役職員に対し計画書を配付します。また、本計画の周知や理解促進を図るための学習機会を設け、役職員の意識の向上を図ります。

本会の基本理念や経営理念、本計画等への意識を思い起こさせるような場を定期的に開催し、全役職員が計画推進に高いモチベーションを保てるようにします。

### 6-2 計画の進行管理及び評価、見直し

#### 計画の進行管理

計画の進行管理は、発展・強化計画策定及び事業推進委員会設置要綱に則り、事務局及び作業部会により進行管理表を作成し、評価・見直しの作業を行った後に、委員会で点検を行います。

#### 計画の評価、見直し

計画の評価、見直しは、本計画の最終年度である令和7年度に行います。その際には、進行管理表の総括に加えて事業評価を行い、外部評価も視野に入れながら評価、見直しの資料とします。

また、大幅な制度改正等により計画の進行管理が困難な場合は、委員会に諮り見直しを行います。

#### 外部による評価

本計画について、客観的な評価のため本会評議員に進捗状況を報告し、意見を聴取します。



恵那市社会福祉協議会 第五次 発展・強化計画

# 資 料

---



# I 計画策定の経過

## 1. 発展・強化計画策定及び事業推進委員会

- ▶ **第1回委員会** 令和4年7月25日（月） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画策定及び事業推進委員会設置要綱について  
2. 委員長及び副委員長の選任について  
3. 第五次発展・強化計画構成の事務局案について  
4. 今後のスケジュールについて
- ▶ **第2回委員会** 令和4年9月30日（金） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 基本理念・経営理念について  
2. 第四次発展・強化計画事業推進における現状と課題について  
3. 今後のスケジュールについて
- ▶ **第3回委員会** 令和5年2月28日（火） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画 第1章～3章の確認  
2. 第4章素案について
- ▶ **第4回委員会** 令和5年3月15日（水） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 恵那市社会福祉協議会第五次発展・強化計画について

## 2. 事務局会議

- ▶ **第1回事務局会議** 令和4年5月12日（木） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 策定スケジュールについて  
2. 発展・強化計画策定及び事業推進委員会設置要綱について
- ▶ **第2回事務局会議** 令和4年7月11日（月） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 策定スケジュールについて  
2. 第五次発展・強化計画の策定について  
3. 検討チームについて
- ▶ **第3回事務局会議** 令和4年8月5日（金） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画第2章について
- ▶ **第4回事務局会議** 令和4年9月20日（火） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画第2章について
- ▶ **第5回事務局会議** 令和4年11月2日（水） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画第3章、第4章について

▶ **第6回事務局会議** 令和5年1月16日（月） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画第3章、第4章について

▶ **第7回事務局会議** 令和5年2月9日（木） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画第4章について  
2. 計画の推進体制及び評価について

▶ **ワークショップ** 令和4年10月14日（金） 会場 恵那市福祉センター  
議 題 1. 発展・強化計画の概要説明  
2. ワークショップ（各事業のSWOT分析）

### 3. 作業部会

#### ▶ 法人運営部会

- 第1回 令和4年8月17日（水）  
議 題 第2章構成シートについて
- 第2回 令和4年9月21日（水）  
議 題 第3章及び第4章構成シート検討
- 第3回 令和4年11月9日（水）  
議 題 第3章及び第4章構成シート検討
- 第4回 令和5年1月24日（火）  
議 題 第3章及び第4章について

#### ▶ 地域福祉・ボランティア部会

- 第1回 令和4年8月8日（月）  
議 題 第2章構成シートについて
- 第2回 令和4年9月21日（水）  
議 題 第2章及び第3章について
- 第3回 令和4年11月4日（木）  
議 題 第2章及び第3章について
- 第4回 令和5年1月17日（月）  
議 題 第4章について
- 第5回 令和5年1月25日（水）  
議 題 第4章について
- 第6回 令和5年2月10日（金）  
議 題 第2章から第4章について

#### ▶ 事業部会

- 第1回 令和4年8月24日（水）  
議 題 第2章構成シートについて
- 第2回 令和4年9月12日（月）  
議 題 第2章の共有・修正について
- 第3回 令和4年11月4日（金）  
議 題 第1章、第3章、4章について
- 第4回 令和5年1月23日（月）  
議 題 第4章について

## Ⅱ 委員会名簿

	氏名	選出区分・所属	備考
1	西部良治	支部長会（社協長島支部）	委員長
2	田立菊子	恵那市民児協	副委員長
3	水野利彦	支部長会（社協山岡支部）	
4	矢頭和夫	恵那市ボランティア連絡協議会	
5	奥山完治	福祉団体（知的障がい児・者育成会）	
6	加藤浩樹	福祉施設（万年青苑）	
7	遠藤茂樹	恵那市民児協	
8	中崎喜美子	学識経験者（地域福祉活動経験者）	
9	古山小百合	恵那市役所	
10	大島博美	学識経験者（福祉行政経験者）	
11	小林規男	学識経験者（行政経験者）	

## Ⅲ 事務局名簿

	氏名	職名	備考
1	小林規男	常務理事	
2	紀岡伸征	事務局長兼総務課長	
3	加藤信之	次長兼地域福祉課長	
4	渡辺玲子	総務課主幹	
5	秋山志のぶ	総務課主幹	
6	山田英明	地域福祉課長補佐	
7	菅野悦子	総務課長補佐	
8	坪井繁実	総務課係長	
9	中垣友宏	総務課係長	
10	加藤やよい	総務課係長	
11	渡辺真奈美	地域福祉課係長	
12	志津守一	総務課主査	
13	鵜飼敏伸	地域福祉課主査	

## IV 作業部会名簿

### ▶ 法人運営部会

	氏名	職名	備考
1	紀岡伸征	総務課長	
2	秋山志のぶ	総務課主幹	部会長
3	菅野悦子	総務課長補佐	副部会長
4	大島知加子	総務課係長	
5	水野浩美	総務課係長	
6	中垣友宏	総務課係長	
7	森下美加	総務課係長	
8	志津守一	総務課主査	書記
	小林規男	常務理事	助言者

### ▶ 事業部会

	氏名	所属	備考
1	渡辺玲子	総務課主幹	
2	安藤和弘	総務課長補佐	副部会長
3	林千秋	総務課長補佐	
4	坪井繁実	総務課係長	部会長
5	伊藤美香	総務課係長	
6	堀奈津子	総務課係長	
7	加藤やよい	総務課係長	書記
	小林規男	常務理事	助言者

### ▶ 地域福祉・ボランティア部会

	氏名	職名	備考
1	加藤信之	地域福祉課長	
2	山田英明	地域福祉課長補佐	
3	西尾和訓	地域福祉課係長	副部会長
4	渡辺真奈美	地域福祉課係長	部会長
5	山田通康	地域福祉課主査	
6	田口裕基	地域福祉課主査	
7	鶴飼敏伸	地域福祉課主査	書記
	小林規男	常務理事	助言者

## V 委員会設置要綱

### 恵那市社会福祉協議会発展・強化計画策定及び事業推進委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、恵那市社会福祉協議会発展・強化計画策定及び事業推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、恵那市社会福祉協議会第四次発展・強化計画（以下「発展強化計画」という。）を策定する。  
2 委員会は、発展強化計画の事業推進を行う。

(構成)

第3条 委員会は、恵那市社会福祉協議会理事をもって構成し、会長が委嘱する。

(運営)

第4条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。  
2 委員長及び副委員長は委員の互選による。  
3 委員長は、会務を統括する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。  
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(作業部会)

第6条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、作業部会を設置する。  
2 作業部会は、職員で構成する。  
3 部会員は、会長が委嘱する。  
4 作業部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。  
5 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。  
6 作業部会には、書記1名を置き、部会長が選任する。  
7 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。  
8 作業部会には必要に応じて職員で構成する検討チームを置く。  
9 検討チームメンバーは、事務局長が選任する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会、作業部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から発展・強化計画策定・事業推進期間の終期までとする。  
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、恵那市社会福祉協議会総務課内に置く。

(進行管理)

第10条 発展強化計画の進行管理は、事務局及び作業部会により進行管理表を作成し、評価・見直しの作業を行った後に、委員会で点検を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## VI 用語解説

### あ行

#### エリア会議

市内13地区を5つのエリアに分け、本会内部の介護保険や障がい福祉サービス、子育て支援事業等に携わる職員の参加による部門を横断した情報共有、サービス検討のための会議。

#### オンライン会議

インターネットを通じて遠隔地にいる相手と行う会議。リアルタイムで音声や動画、資料の共有が可能となる。

### か行

#### 介護支援専門員

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。

「ケアマネジャー」又は「ケアマネ」のことをいう。

#### 介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者について心身の状況に応じた介護を行ない、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行なうことを業とする「社会福祉士及び介護福祉士法」において規定される国家資格。

#### 介護保険制度

加齢や疾病等が原因となり要介護状態となった者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるように社会全体で支え合っていくための社会保険制度。財源は、被保険者の納付する保険料だけでなく、国・都道府県・市町村による負担があるという特徴を持つ。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護保険法に位置付けられた、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業。

#### ガバナンス

統治のこと。

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う。

#### 岐阜県社会福祉協議会（県社協）

昭和26年3月に社団法人として発足、昭和29年4月に社会福祉法人として設立。県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉施設の経営者、民生委員児童委員、その他関係機関・団体で構成されている。

## キャリアパス

職業上の経歴を意味する「キャリア」と道筋を意味する「パス」を組み合わせた言葉。職務経歴上の道筋を進んでいくことを職場として支援する際に使われる。

## 共同募金

日本の募金活動のひとつであり、社会福祉法第112条に定義され、同第113条において第1種社会福祉事業に位置付けられている。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれている。

## 居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）により要支援・要介護者が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう連絡及び調整等を行うサービス。

## ケア推進会議

要支援・要介護者等の支援について保険・医療・福祉等の関係者が集まり、その人らしい生活が送れるよう検討する会議。

## 行動援護

自己判断能力が制限される者が、行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの。

## 公認会計士

主として、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者。

## 子ども食堂

地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。

## コンプライアンス

法令遵守のこと。

## ■ さ行

---

### 災害緊急対応指針

本会における災害時の初期対応を定めたマニュアル。

### サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス事業所（一部を除く）において設置が義務付けられている。利用者に合わせた個別支援計画の作成や、支援サービスに関わる他機関等との連絡調整、スタッフの指導までを担う。資格取得には実務経験を満たし、指定された研修の修了が必要。

### サービス提供責任者

訪問介護事業所において、常勤職員で、利用者の訪問介護計画の作成、利用申し込みの調整、訪問介護員に対する技術指導を行う者をいう。介護福祉士等の資格要件がある。

## サテライト

利用者が散在していることや交通が不便でなかなか本体の事業所から行くのが難しい等の理由があり、効果的な支援ができないという時に、本体の事業所と一体的な運営のものに設置できる事務所。

## 指定管理者制度

運動施設や福祉施設、教育・文化施設等、市民が直接利用する「公の施設」（地方自治法第244条）の管理運営を広く民間の法人やその他の団体にも任せることができる制度。

## 児童厚生員

児童センター等において児童の遊びを指導する者。児童福祉法に規定する一定の任用要件を満たす必要がある。

## 児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づき、障がい児支援事業所において設置が義務付けられている。障がい児に合わせた個別支援計画の作成や、支援サービスに関わる他機関等との連絡調整、スタッフの指導までを担う。資格取得には実務経験を満たし、指定された研修の修了が必要。

## 児童発達支援事業

児童福祉法に基づき、早期療育を必要とする子に対し、生活、言語、運動、コミュニケーションの面で子の状態やペースに合わせた支援を行う事業。

## 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定める日本の法律である。社会福祉六法の1つ。

## 人事考課制度

職員の処遇等についての体系を整備しルール化するもので、職員のモチベーションアップやスキルアップを図る制度。

## 社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行なうことを業とする「社会福祉士及び介護福祉士法」において規定される国家資格。

## 社会福祉法

社会福祉について規定している日本の法律。旧法名は、社会福祉事業法（平成12年法律第111号にて法名を改正）。

## 社会保険労務士

労働関連法令や社会保障法令に基づく書類等の作成代行等を行い、また企業を経営して行く上での労務管理や社会保険に関する相談・指導を行う者。

## 社協支部

地域の実情に即したきめ細やかな福祉事業の推進のため、地域住民、関係団体等をもって組織され、市社協と連携し目的の達成のために、市内各町を単位として設置されるもの。

### 重層的支援体制整備事業

社会福祉法に規定され、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業からなる。「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっている。

### 住宅確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている者に一定期間家賃相当額を支給するもの。

### 就労継続支援 A 型事業所

雇用契約に基づく就労が可能でありながら、通常の事業所に雇用されない者を対象として、雇用契約の締結等に基づく就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業。

### 就労継続支援 B 型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難であり、また雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業。

### 主任介護支援専門員

介護支援専門員が必要な実務経験を満たし、指定された研修を修了することで取得できる資格。他の介護支援専門員への指導や助言、支援困難ケースへの対応等を行う。

### 主任相談支援専門員

相談支援専門員が必要な実務経験を満たし、指定された研修を修了することで取得できる資格。他の相談支援専門員への指導や助言、支援困難ケースへの対応等を行う。

### 障がい児相談支援事業

障がい児が児童発達支援・放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、サービス利用開始後、一定期間ごとに点検を行う事業。児童福祉法に基づき市町村が指定する障害児相談支援事業所が行う。

### 障害者総合支援法

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者の基本的人権が尊重され自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援を総合的に行い、障がい者の福祉の増進と、障がいの有無に関わらず同じ基本的人権を持つ個人として暮らせる地域社会を実現することを目的とした法律。

### 障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるもの。

### 住民会員制度

本会の会員（構成員）として位置づけられ、本会の事業がこれら会員（構成員）の参加、協力をもってすすめるもの。なお、会費年額により一般会員と特別会員とに区分される。

## ストレスチェック

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査。労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止したり、職場環境を改善したりする効果がある。

## スーパービジョン

対人援助職者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける過程。継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的としている。

## 生活困窮者自立支援事業

複合的な要因によって、既存の制度や機関では十分に対応できない生活困窮者を包括的に受け止め、本人の尊厳と意思を十分尊重しながら、どのような支援が必要かを把握し、自立のための支援計画を策定し、適切なサービスや関係機関につなげる事業。

## 生活支援コーディネーター

暮らし慣れた場所で高齢者が安心して暮らし続けられるように、地域のニーズを掘り起こし、そのニーズに合った福祉サービスを発掘し、適切な事業者や関係機関につなげ、コーディネートする役割を担う。

## 精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がい者の医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする「精神保健福祉士法」において規定される国家資格。

## 全国社会福祉協議会（全社協）

明治41年中央慈善協会として発足。昭和26年に財団法人中央社会福祉協議会として設立。昭和30年に現在の名称、社会福祉法人全国社会福祉協議会となる。各市区町村、都道府県・指定都市に設置・運営されている社会福祉協議会の全国組織。全国各地の社協をはじめさまざまな福祉組織とのネットワークにより、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組み等を行っている。

## 相談支援専門員（相談支援従事者）

障害者総合支援法に基づき、相談支援事業所や市町村の相談窓口等において、障がい児・者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障がい児・者の全般的な相談支援を行う資格。

## た行

### 第三者委員

苦情解決に社会性、客観性を確保するために設置するもので、理事会において選考し、会長が選任する。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの"縦割り"や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が"我が事"として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて"丸ごと"つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 地域自治区会長会議

恵那市内13地域自治区の上部組織。

### 地域福祉活動計画

地域で活動する人々が相互に連携し、課題を解決していくための「住民主体の活動計画」で、協働をもとにした更なる地域福祉の推進をめざすもの。

### 地域福祉懇談会

恵那市内13地区で開催する福祉に関する意見交換会。

### チャットツール

PCやスマートフォンを介してリアルタイムでコミュニケーションをとることができるコミュニケーションツール。1対1だけではなく、複数人でのコミュニケーションが可能となる。

### 通所介護事業

要支援・要介護者等が、昼間に通所介護施設である「老人デイサービスセンター」に通い、当該施設で入浴や食事、レクリエーションや機能訓練等を行うサービス。「デイサービス」又は「デイ」のことをいう。

### 積立金ガイドライン

恵那市社会福祉協議会積立金規程の管理と運用について必要な事項を定めるもの。

### 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する者に、移動時及び外出先において必要な支援・援護・介護、その他外出する際に必要となる援助を行うもの。

### 特定相談支援事業

障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成し、作成したサービス等利用計画が最適かどうかを点検し、必要に応じ見直しや修正を行う事業。障害者総合支援法に基づき市町村が指定する相談支援事業所が行う。

### 特例貸付（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少し、その収入減少が長期にわたることによって日常生活の維持が困難な世帯に、生活の立て直しまでの一定期間の生活費を貸付するもの。

## ■ な行

---

### ニーズ

「必要性」「要求」のこと。

### 認定就労訓練事業

生活困窮者自立支援法に基づき、都道府県知事等の認定を受けた事業者が行う事業。就労することへの不安がある者に対して、サポートを受けながら働くことにより、一般就労に向けたスキルを身につけていけるように支援する事業。

## ■は行

---

### パブリックビューイング

大型スクリーンを設置し、大勢で配信動画・中継放送等を見ること。

### 被保護者就労支援事業

生活保護法に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業。

### フードバンク

企業や家庭において賞味期限のある余っている食べ物を寄附していただき、その食品を困窮者等へ無償で提供する活動。フードドライブは食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄附するもの。

### 福祉避難所

災害時に高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を必要とする者を避難させ滞在させる避難所。

### 福祉用具貸与・販売事業

要支援、要介護者等が、できる限り居宅でその能力に応じて、自立した日常生活を営めるように、介護用品のレンタル及び販売を行うとともに、福祉用具専門相談員により福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行うサービス。

### フローチャート

作業や業務の流れについて記号を使ってわかりやすくしたもの。

### 放課後等デイサービス

障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

### 訪問介護事業

要支援・要介護者等の居宅をホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他必要な日常生活上の世話を行うサービス。

## ■ま行

---

## ■や行

---

## ■ら行

---

### リモートワーク

職場に出勤せず、インターネット等を利用して会社から離れた場所で業務を行う業務形態のこと。

## ■わ行

---

### ワークショップ

参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会。

## ■アルファベット等

---

### AI (Artificial Intelligence)

言語の理解や推論、問題解決等の知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

### BCP (Business Continuity Plan)

事業継続計画。大規模自然災害や感染症の流行等といった事業継続リスクが発生した場合に、業務の中断等の被害を最小限に留め、素早い復旧を実現し事業を継続する方法をあらかじめ作成しておくもの。

### ICT(Information and Communication Technology)

情報通信技術。また情報通信技術を活用したコミュニケーション。

### LIFE (Long-term care Information system For Evidence)

科学的介護情報システム。介護保険事業における利用者のADL（日常生活動作）、口腔・栄養の情報、認知症の症状についての情報を集め集約することにより科学的介護情報に基づいた介護へつなげることを目的とされている。

### PDCA サイクル

計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の4つのステップを繰り返すことで、品質管理や業務改善を行うマネジメント手法。

### SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

### SNS (Social Networking Service)

インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

### SWOT 分析

強み (Strength)、弱み (Weakness)、機会 (Opportunity)、脅威 (Threat) の頭文字を取ったもので、この4つの要素を使い事業環境の「内部環境」と「外部環境」に分けた現状を分析し、方向性や改善点を見出す手法。

### 5S

職場環境改善のための活動で、「整理」「整頓」「清潔」「清掃」「しつけ」の5つの言葉のローマ字の頭文字をとったもの。

## 恵那市社会福祉協議会 第五次 発展・強化計画

発行日 令和5年3月

発行 社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会

〒509-7201 恵那市大井町727-11

TEL：(0573)26-5221

FAX：(0573)26-5222